

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 条 例 ——

- 職員の子育休業等に関する条例の一部改正 (人事課) 8
- 亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正 (総務課) 8
- 亀岡市税条例等の一部改正 (税務課) 9
- 亀岡市印鑑条例の一部改正 (市民課) 15
- 亀岡市介護保険条例の一部改正 (高齢福祉課) 16
- 亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正 (高齢福祉課) 18
- 亀岡市豊かな森を育てる基金条例 (農林振興課) 32
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 (農林振興課) 33
- 亀岡市証紙条例の廃止 (会計課) 34
- 亀岡市国民健康保険条例の一部改正 (保険医療課) 34
- 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正 (人事課) 35
- 亀岡市税条例の一部改正 (税務課) 35
- 亀岡市立幼稚園条例の一部改正 (教育総務課) 42

### —— 規 則 ——

- 亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部改正 (建築住宅課) 43
- 亀岡市事務分掌規則の一部改正 (企画調整課) 45
- 亀岡市文書取扱規則等の一部改正 (企画調整課) 47
- 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正 (人事課) 49
- 亀岡市証紙条例施行規則の廃止 (会計課) 51
- 亀岡市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正 (子育て支援課) 51
- 亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部改正 (人事課) 54
- 亀岡市非常勤職員取扱規則の一部改正 (人事課) 55
- 亀岡市職員服務規則等の一部を改正する等の規則 (企画調整課) 56
- 出納員及びその他の会計職員設置規則の一部改正 (市民課) 58
- 亀岡市税条例施行規則の一部改正 (税務課) 59
- 亀岡市病院事業の主要職員を定める規則及び亀岡市病院事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正 (病院総務課) 64

—— 告 示 ——

○亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱の一部改正 (子育て支援課)	65
○亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 (高齢福祉課)	65
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課)	70
○亀岡市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部改正 (障害福祉課)	71
○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課)	72
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課)	73
○放置自転車の撤去、保管 (土木管理課)	76
○公示送達 (保険医療課)	77
○南丹都市計画生産緑地地区の変更による図書の縦覧 (都市計画課)	78
○住民基本台帳からの職権消除 (市民課)	78
○住民基本台帳からの職権消除 (市民課)	78
○建設工事の競争入札参加資格及び資格審査の申請についての一部改正 (契約検査課)	79
○亀岡市建設工事一般競争入札実施要綱の一部改正 (契約検査課)	79
○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課)	80
○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課)	80
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課)	81
○平成29年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所 (税務課)	82
○公示送達 (税務課)	82
○亀岡市就学前教育・保育検討委員会設置要綱の一部改正 (企画調整課)	83
○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課)	84

○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課)	85
○住民基本台帳からの職権消除 (市民課)	88
○亀岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正 (子育て支援課)	88

—— 訓 令 ——

○亀岡市工事請負業者選定事務処理要領の一部改正 (契約検査課)	89
○亀岡市消防団員等表彰取扱規程の一部改正 (自治防災課)	91
○亀岡市事務処理規程の一部改正 (企画調整課)	93
○亀岡市住民票等自動交付機の管理運営に関する規程の廃止 (市民課)	95
○亀岡市大規模小売店舗立地検討連絡協議会設置要綱の一部改正 (ものづくり産業課)	95

—— 公 告 ——

○南丹都市計画用途地域の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課)	96
○南丹都市計画防火地域及び準防火地域の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課)	96
○南丹都市計画地区計画の決定による都市計画案の縦覧 (都市計画課)	96
○南丹都市計画道路の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課)	97
○南丹都市計画公園の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課)	97
○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課)	98
○亀岡市大井町南部土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届け出 (都市計画課)	98
○亀岡市森林整備計画の樹立による計画の縦覧 (農林振興課)	99

<p>○亀岡市高野林・小林土地区画整理組合 の設立準備に伴う当該区域に含まれる 地域の名称の公告 (都市整備課) 99</p>	<p style="text-align: center;">—— 告 示 ——</p> <p>○公共下水道の供用及び汚水の処理の開 始 109</p>
<p>—— 任免及び辞令 ——</p>	<p><b>市立病院欄</b></p>
<p><b>監査委員欄</b></p> <p style="text-align: center;">—— 公 表 ——</p> <p>○平成28年度財政援助団体等監査結果 に対する措置状況 101</p> <p>○平成28年度定期監査 102</p>	<p style="text-align: center;">—— 規 程 ——</p> <p>○亀岡市立病院処務規程等の一部改正 110</p>
<p><b>教育委員会欄</b></p>	<p style="text-align: center;">—— 公 告 ——</p> <p>○亀岡市立病院職員採用試験の結果 115</p>
<p style="text-align: center;">—— 規 則 ——</p> <p>○亀岡市教育委員会請願等処理規則 104</p> <p>○亀岡市教育委員会の権限に属する事務 の委任及び補助執行に関する規則の一 部改正 105</p>	
<p><b>選挙管理委員会欄</b></p>	
<p style="text-align: center;">—— 告 示 ——</p> <p>○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請 求及び合併協議会設置の請求に要する 有権者総数の50分の1の数 105</p> <p>○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の 解職請求に要する有権者総数の3分の 1の数 105</p> <p>○合併協議会設置協議について選挙人の 投票に付する請求に要する有権者総数 の6分の1の数 106</p>	
<p><b>上下水道部欄</b></p>	
<p style="text-align: center;">—— 規 程 ——</p> <p>○亀岡市上下水道部職員就業規程の一部 改正 106</p>	

## 公布された条例のあらまし

### 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 児童福祉法等の一部改正に伴い、育児休業の対象となる子の範囲に関し、養子縁組里親に委託されている子に係る規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

### 亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成29年5月30日から施行することとした。

### 亀岡市税条例等の一部を改正する条例要綱

- 1 消費税率引上げ時期の変更に伴う地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例等の一部を改正することとした。
  - (1) 法人市民税法人税割の税率改正の実施時期を平成31年10月1日に延期することとした。
  - (2) 軽自動車税における環境性能割の導入時期を平成31年10月1日に延期することとした。
  - (3) 個人市民税における住宅ローン減税措置の適用期限を平成33年12月31日まで延長することとした。
  - (4) その他所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)及び(2)の改正は、平成31年10月1日から施行することとした。

### 亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例要綱

- 1 個人番号カードを活用して、コンビニエンスストアで印鑑登録証明書等を取得することが可能になったことに伴い、市庁舎設置の印鑑登録証明書自動交付機の運用を終了するための規定を整備することとした。
- 2 印鑑登録者識別カードを引き続き印鑑登録証として使用するための経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、平成29年7月1日から施行することとした。

亀岡市介護保険条例の一部を改正  
する条例要綱

- 1 介護保険法施行令の一部改正に伴い、平成29年度の介護保険料の段階の判定に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることができる特例を設けることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

---

亀岡市指定地域密着型サービスの  
事業の人員、設備及び運営に関する  
基準等を定める条例の一部を改  
正する条例要綱

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を改めることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

亀岡市豊かな森を育てる基金条例  
要綱

- 1 土砂災害や地球温暖化の防止等、森林の多面的機能を維持し、増進するための施策に要する経費に充てるため、亀岡市豊かな森を育てる基金（以下「基金」という。）を設置することとした。
- 2 その他基金の管理、処分等について所要の規定を設けることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
要綱

- 1 亀岡市農業委員会の委員等に関する条例により定められた農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の額を次のとおりとすることとした。

区分	報酬の額
農業委員会委員	年額 194,000円
農地利用最適化推進委員	年額 194,000円

- 2 特別職の職員の区分に異動が生じた場合の報酬の額の支給について、規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、報酬の額の改正規定については、平成29年7月20日から適用することとした。

---

亀岡市証紙条例を廃止する条例要綱

- 1 亀岡市証紙を平成29年3月31日をもって廃止することに伴い、亀岡市証紙条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

---

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとした。

- 1 国民健康保険料を減額する所得判定の基準のうち、5割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を270,000円（現行265,000円）に、2割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を490,000円（現行480,000円）に改めることとした。
- 2 被保険者に係る基礎賦課額の所得割額及び保険料の減額の算定において、他の所得と区分して計算される所得の金額に、特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を加えることとした。

- 3 被保険者に係る基礎賦課額の所得割額及び保険料の減額の算定において、他の所得と区分して計算される所得の金額のうち、株式等の譲渡所得及び配当所得の算定方法に係る規定等を整備することとした。
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1の改正は、平成29年4月1日から施行することとした。

---

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 特別職の職員のうち市長の平成29年4月1日から平成29年6月30日までに支給されるべき給料月額を、次のとおり改正することとした。

	現行支給額	改正後の支給額	減給内容
市長	985,000円	492,500円 (△492,500円)	現行支給額から10分の5を乗じて得た額を減じた額

- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。
- 

亀岡市税条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地方税法等の改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例の一部を改正した。
  - (1) 居住用超高層建築物に係る固定資産税について、各区分所有者の税額を算出する際に用いる専有床面積の補正方法の申出の規定を改めることとした。
  - (2) 耐震改修を行った特定耐震基準適合住宅等の固定資産税減額に係る申告書についての規定を設けることとした。
  - (3) 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について適用期限を2年間延長することとした。
  - (4) その他所要の規定整備を図ることとした。
- 2 条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、平成29年4月1日から施行した。ただし、附則第5条の軽自動車税に係る改正規定は、公布の日から施行した。

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正  
する条例要綱

- 1 子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、第2階層（年収約270万円未満相当）の世帯の第2子について、保育料を無料とするとともに、第3階層（年収約360万円未満相当）のひとり親世帯等については、保育料の負担軽減措置を拡大し、第1子については月額3,000円とすることとした。
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改正することとした。
- 3 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例は、平成29年4月1日から施行した。

条 例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第3号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年亀岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第4号

亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(亀岡市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 亀岡市個人情報保護条例(平成12年亀岡市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第19条中「同法第28条」を「同法第29条」に改める。

第24条第6項中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改め、「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

(亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年亀岡市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「法第19条第

9号」を「法第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

「揭示済」

亀岡市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第5号

亀岡市税条例等の一部を改正する条例

(亀岡市税条例の一部改正)

第1条 亀岡市税条例(昭和30年亀岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第59条の2第1項第1号中「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」を「及び氏名又は名称」に改める。

第59条の3第1項第1号及び第2項第1号中「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者に

あつては、住所及び氏名又は名称)」を「及び氏名又は名称」に改める。

第68条第2項第1号中「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を「及び氏名又は名称」に改める。

第84条第2項第2号中「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」を「及び氏名又は名称」に改める。

第84条の2第2項第1号中「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」を「及び住所」に改める。

第115条の3第2項第1号中「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を「及び氏名又は名称」に改める。

第123条第1号中「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」を「及び氏名又は名称」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第10条の3第1項から第10項までの規定中「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を「及び氏名又は名称」に改める。

附則第13条の4第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号中「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」を「及び氏名又は名称」に改める。

（亀岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成28年亀岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（亀岡市税条例の一部改正）」を付し、同条のうち、亀岡市税条例第18条の3の改正規定を削り、同条例第19条の改正規定中「（）」、第51条の7、第63条」の次に「、第76条の6第1項」を加え、」を削り、同条第2号及び第3号の改正規定中「、第92条第1項」を「第76条の6第1項の申告書、第92条第1項」に改め」を削り、同条例第33条の2及び第75条の改正規定、同条例第75条の2を削る改正規定、同条例第76条を改正し同条例第75条の2とする改正規定、同条の次に8条を加える改正規定、同条例第77条、第78条、第80条、第82条、第82条の2、第84条、第84条の2及び第85条の改正規定、同条例附則第15条及び第15条の2の改正規定並びに同条例附則第15条の2の次に4条を加える改正規定を削り、同条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第77条第

2号アの項中「第77条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第77条第2号アの項中「第77条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第77条第2号アの項中「第77条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第77条第2号アの項中「第77条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 亀岡市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「）、第51条の7、第63条」の次に「、第76条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第92条第1項」を「第76条の6第1項の申告書、第92条第1項」に改める。

第33条の2中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第75条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。

第75条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第75条の2を削る。

第76条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第75条の2とし、同条の次に次の8条を加える。

（軽自動車税のみなす課税）

第76条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得

した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第76条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第76条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第76条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3  
（環境性能割の徴収の方法）

第76条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第76条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第76条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について、正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第76条の8 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第84条

の2第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第77条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額

10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

第78条（見出しを含む。）及び第80条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第75条第2項」を「第76条第1項」に改める。

第82条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第75条第2項」を「第76条第1項」に改める。

第84条の見出し中「軽自動車税」を

「種別割」に改め、同条第1項中「市長において必要と認める者に対して課する軽自動車税はこれ」を「必要と認めるものに対しては、種別割」に改め、同項第1号中「ものと認める」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第3項中「軽自動車税を」を「種別割の」に改める。

第84条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第84条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第85条第2項中「第443条若しくは第75条の2」を「第445条若しくは第76条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条に次の1項を加える。

6 法附則第31条の4第1項の条例で定める土地は、市の全部の区域内に所在する土地とする。

附則第15条の2を次のように改める。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、京都府が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

附則第15条の2の次に次の4条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第76条の8の規定にかかわらず、京都府知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第76条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「京都府知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、京都府が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として京都府に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第76条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第76条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

附則第1条第1号中「の改正規定（次号に掲げる部分を除く。）並びに同条例第41条」を「、第41条」に、「第4項」を「第3項」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 第1条中亀岡市税条例附則第16条の改正規定及び附則第3条の2の規定 平成29年4月1日

附則第1条に次の1号を加える。

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成27年亀岡市条例第22号）附則第5条第7項の表第19条第3号の項の改正規定（「第92条第1項」を「第76条の6第1項の申告書、第92条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第2条の2及び第4条の規定 平成31年10月1日

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（市民税に関する経過措置）」を付し、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の亀岡市税条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第33条の2の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第4条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1条第2号」を「附則第1条第4号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、第3条の次に次の見出し及び1条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条の2 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第6号

亀岡市印鑑条例の一部を改正する条例

亀岡市印鑑条例（平成6年亀岡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とする。

第8条第1項中「登録証」を「印鑑登録証（以下「登録証」という。）」に改める。

第10条中「又は印鑑カード」を削る。

第11条及び第12条を削り、第13条第3号中「又は印鑑カード」を削り、同条を第11条とし、第14条を第12条とし、第15条を第13条とする。

第16条第1項中「自動交付機又は」及び「又は印鑑カード」を削り、同条第2項及び第3項中「又は印鑑カード」を削り、同条を第14条とする。

第17条を削り、第18条を第15条とし、第19条第1号中「、印鑑カード」を削り、同条を第16条とする。

第20条を削り、第21条を第17条とし、

第22条から第26条までを4条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の亀岡市印鑑条例第2条第2号に規定する印鑑登録者識別カードは、この条例による改正後の亀岡市印鑑条例第8条第1項の規定に基づき交付された印鑑登録証とみなす。

「揭示済」

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第7号

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例

亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（平成29年度における保険料率の算定に関する基準に関する特例）

第9条 平成29年度における保険料率は、第

3条第1項の規定に関わらず、同年度の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令附則第20条第1項第1号に掲げる者  
31,176円
- (2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者  
42,084円
- (3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者  
46,764円
- (4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者  
56,112円
- (5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者  
62,352円
- (6) 次のいずれかに該当する者  
74,820円

ア 平成29年度における地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者  
81,048円

ア 平成29年度における合計所得金額が

1,200,000円以上  
1,900,000円未満であり、かつ、  
前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 要保護者であつて、その者が課される  
保険料額についてこの号の区分による額  
を適用されたならば保護を必要としない  
状態となるもの（令附則第20条第1項  
第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次  
号イ、第9号イ、第10号イ又は第11  
号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者

93,528円

ア 平成29年度における合計所得金額が  
1,900,000円以上  
2,900,000円未満であり、かつ、  
前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 要保護者であつて、その者が課される  
保険料額についてこの号の区分による額  
を適用されたならば保護を必要としない  
状態となるもの（令附則第20条第1項  
第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次  
号イ、第10号イ又は第11号イに該当  
する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者

99,756円

ア 平成29年度における合計所得金額が  
2,900,000円以上  
4,000,000円未満であり、かつ、  
前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 要保護者であつて、その者が課される  
保険料額についてこの号の区分による額  
を適用されたならば保護を必要としない  
状態となるもの（令附則第20条第1項  
第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次  
号イ又は第11号イに該当する者を除  
く。）

(10) 次のいずれかに該当する者

112,224円

ア 平成29年度における合計所得金額が  
4,000,000円以上  
6,000,000円未満であり、かつ、  
前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 要保護者であつて、その者が課される  
保険料額についてこの号の区分による額  
を適用されたならば保護を必要としない  
状態となるもの（令附則第20条第1項  
第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は  
次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者

124,704円

ア 平成29年度における合計所得金額が  
6,000,000円以上  
8,000,000円未満であり、かつ、  
前各号のいずれにも該当しないもの  
イ 要保護者であつて、その者が課される  
保険料額についてこの号の区分による額  
を適用されたならば保護を必要としない  
状態となるもの（令附則第20条第1項  
第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該  
当する者を除く。）

(12) 前各号のいずれにも該当しない者

137,172円

2 第3条第2項、第5条及び第11条の2の  
規定は、前項の規定による保険料率の算定に  
ついて準用する。この場合においては、第3  
条第2項中「前項第1号」とあるのは「附則  
第9条第1項第1号」と、第5条中「令第  
39条」とあるのは「令附則第20条」と、  
第11条の2中「第3条第1項第5号」とあ  
るのは「附則第9条第1項第5号」と読み替  
えるものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行す  
る。

「揭示済」

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第8号

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年亀岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第4節 運営に関する基準（第53条－第62条）

第4章 認知症対応型通所介護

を

「 第4節 運営に関する基準（第53条－第62条）

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針（第62条の2）

第2節 人員に関する基準（第62条の3・第62条の4）

第3節 設備に関する基準（第62条の5）

第4節 運営に関する基準（第62条の6－第62条の20）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第62条の21・第62条の22）

第2款 人員に関する基準（第62条の23・第62条の24）

第3款 設備に関する基準（第62条の25・第62条の26）

第4款 運営に関する基準（第62条の27－第62条の38）

第4章 認知症対応型通所介護

に改める。

第16条中「及び第70条」を「、第62条の6、第62条の28及び第62条の29」に改める。

第32条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第57条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

### 第3章の2 地域密着型通所介護

#### 第1節 基本方針

(基本方針)

第62条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第62条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地

域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1人以上確保されるために必要と認められる数

- (3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護及び当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

- (4) 機能訓練指導員 1人以上

- 2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護

職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができる。
- 5 前各項の「指定地域密着型通所介護の単位」とは、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業者の他の職務に従事することができる。
- 7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が、第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすこと

をもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

- 第62条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業者の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

### 第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

- 第62条の5 指定地域密着型通所介護事業者は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

#### (1) 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

- (2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指

定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第62条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第62条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第62条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代

理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

（指定地域密着型通所介護の基本取扱方針）

第62条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標が設定され、計画的に行

われなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第62条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流及び地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時

間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- (7) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (8) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えなければならない。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第62条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「地域密着型通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの

利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。

(管理者の責務)

第62条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

(運営規程)

第62条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第62条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地

域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第62条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第62条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第62条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第62条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護につ

いて知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行うこと等により地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第62条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置につ

いて記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第62条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第62条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第21条第2項の規定により提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第62条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) 第62条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録

（準用）

第62条の20 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条ま

で、第43条及び第56条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第62条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第62条の21 第1節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度の要介護状態にある要介護者又はがん末期の者であってサービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第62条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第62条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家

族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携の確保に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第62条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、指定療養通所介護を提供する時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第62条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

#### 第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第62条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(設備及び備品等)

第62条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

#### 第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第62条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第

62条の34に規定する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第62条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第62条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第11条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第62条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第62条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携の確保に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第62条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (6) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供

できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。

- (7) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第62条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「療養通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない

い。

6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(緊急時等の対応)

第62条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合には、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第62条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第62条の33 指定療養通所介護事業者の管理者は、当該指定療養通所介護事業者の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他

の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定療養通所介護事業者の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業者の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業者の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業者の管理者は、当該指定療養通所介護事業者の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

(運営規程)

第62条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業者ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 指定療養通所介護の利用定員
  - (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - (6) 通常の事業の実施地域
  - (7) サービス利用に当たっての留意事項
  - (8) 非常災害対策
  - (9) その他事業の運営に関する重要事項
- (緊急時対応医療機関)

第62条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければ

ればならない。

- 2 前項に規定する緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を打ち決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第62条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要な情報の収集を行うとともに、当該情報等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第62条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 療養通所介護計画
  - (2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録
  - (3) 次条において準用する第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (4) 第62条の30第5号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (5) 次条において準用する第30条の規定による市への通知に係る記録
  - (6) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録
  - (7) 次条において準用する第62条の18第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - (8) 次条において準用する第62条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録
- (準用)

第62条の38 第12条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第62条の7(第3項第2号を除く。)、第62条の8及び第62条の13から第62条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第62条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第62条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状

態に応じて」と、第62条の18第4項中「第62条の5第4項」とあるのは「第62条の26第4項」と読み替えるものとする。

第63条中「(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)」を削る。

第70条及び第71条を次のように改める。

第70条及び第71条 削除

第72条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第75条を次のように改める。

第75条 削除

第76条第4号中「第78条において同じ。」を削る。

第77条から第81条の2までを次のように改める。

第77条から第81条の2まで 削除

第82条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第62条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 次条において準用する第62条の17第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録

第83条中「及び第56条」を「、第56条、第62条の6、第62条の7、第62条の11及び第62条の13から第62条の18まで」に、「読み替えるものとする」を「、第62条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第62条の18第4項中「第62条の5第4項」とあるのは「第66条第4項」と読み替えるものとする」に改める。

第85条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡

回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。  
第108条を次のように改める。

第108条 削除

第110条第2項第8号中「第108条第2項」を「次条において準用する第62条の17第2項」に改める。

第111条中「、第75条、第77条及び第80条」を「、第62条の11、第62条の13、第62条の16及び第62条の17」に、「第75条第2項」を「第62条の11第2項」に、「第77条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」を「第62条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」に、「読み替えるものとする」を「、第62条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする」に改める。

第130条第2項第7号中「第108条第2項」を「第62条の17第2項」に改める。

第131条中「、第75条、第80条」を「、第62条の11、第62条の16、第62条の17第1項から第4項まで」に、「、第107条及び第108条第1項から第4項まで」を「及び第107条」に、「第78条第2項」を「第62条の11第2項」に改め、「第6章第4節」との次に「、第62条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第108条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等

の活動状況」とあるのは「活動状況」とを削る。

第151条第2項第8号中「第108条第2項」を「第62条の17第2項」に改める。

第152条中「、第75条、第79条、第80条、第102条及び第108条第1項から第4項まで」を「、第62条の11、第62条の15、第62条の16、第62条の17第1項から第4項及び第102条」に、「第75条第2項」を「第62条の11第2項」に、「、第108条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを「、第62条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とに改める。

第154条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第179条第2項第7号中「第108条第2項」を「第62条の17第2項」に改める。

第180条中「、第75条、第79条、第108条第1項から第4項まで」を「、第62条の11、第62条の15、第62条の17第1項から第4項まで」に、「第75条第2項」を「第62条の11第2項」に、「、第108条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを「、第62条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生

活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とに改める。

第192条中「、第75条、第79条、第108条第1項から第4項まで」を「、第62条の11、第62条の15、第62条の17第1項から第4項まで」に、「第75条第2項」を「第62条の11第2項」に、「、第108条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」とを「、第62条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とに改める。

第204条第2項第10号中「第108条第2項」を「第62条の17第2項」に改める。

第205条中「、第75条、第77条、第80条」を「、第62条の11、第62条の13、第62条の16、第62条の17」に、「及び第103条から第109条まで」を「、第103条から第107条まで及び第109条」に、「とあり、第77条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第62条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第62条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第62条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とに改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 整備法附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、この条例の施行の日からこの条例第85条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、この条例第89条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

「揭示済」

亀岡市豊かな森を育てる基金条例をここに公布する。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第9号

亀岡市豊かな森を育てる基金条例

(設置及び目的)

第1条 森林の整備及び保全、森林資源の循環利用並びに森林の多様な重要性について市民の理解を深めることにより、森林の多面的機能を維持し、増進するための施策に要する経費に充てることを目的に、亀岡市豊かな森を

育てる基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、亀岡市一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業に使用するものとする。ただし、残額が乗じた場合は、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第10号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年亀岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

10 同部会長	年額 219,000円
11 同委員	年額 194,000円

」を

「

10 同委員	年額 194,000円
11 農地利用最適化推進委員	年額 194,000円

」に改め、

同表備考中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 同一年度内に各委員会において、特別職の職員の区分に異動が生じた場合は、異動が生じた日より、その区分の報酬の額を支給することとし、各委員会の同一区分の特別職の職員となったときは、その報酬の支給は、引き続き在職したものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、別表中、区分及び報酬の額の改正規定は、平成29年7月20日から適用する。

「揭示済」

亀岡市証紙条例を廃止する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第11号

亀岡市証紙条例を廃止する条例

亀岡市証紙条例（昭和39年亀岡市条例第20号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第12号

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第22条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第20条第1項第1号中「同法地方税法」を「同法」に改め、「、また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法

附則第35条の2の2第5項に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加え、同項第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同項第3号中「480,000円」を「490,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条第1項第2号及び同項第3号の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

「揭示済」

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第13号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(特例期間中の給料の特例)

11 平成29年4月1日から平成29年6月30日までに支給されるべき市長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、その額に10分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第14号

## 亀岡市税条例の一部を改正する条例

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第32条第4項中「第35条の3第1項の規定による申告書（その提出期限後において）を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第35条の4第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第35条の3第1項の規定による申告書
- (2) 第35条の4第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第32条第6項中「第35条の3第1項の規定による申告書（その提出期限後において）を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時までに提出された第35条の4第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用し

ないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第35条の3第1項の規定による申告書
- (2) 第35条の4第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条の3第1項中「第32条第4項の申告書」を「第32条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第46条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第48条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書）を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」

を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第57条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改める。

第59条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第59条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第67条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第67条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分す

る」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第67条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第10条を次のように改める。

（読替規定）

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第1項中「、3分の1」を「3分の1」に改め、同条第2項及び第3項中「、2分の1」を「2分の1」に改め、同条第4項中「、4分の3」を「4分の3」に改め、同条第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15

条第39項」を「附則第15条第37項」に、「3分の2」を「3分の2」に改め、同条第11項を削り、同条第12項中「3分の2」を「3分の2」に改め、同項を同条第11項とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第3項中「附則第7条第3項各号」を「附則第7条第4項各号」に改め、同条第5項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第6項第2号中「附則第12条第22項の規定により読みかえて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第7項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第11項を同条第13項とし、同条第10項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項の次に次の2項を加える。

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなけれ

ばならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に

は平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車は平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車は前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をする

ときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第78条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第82条及び第82条の2の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第32条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第32条第4項ただし書の規定の適用が

ある場合

- (2) 第32条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第20条の2第4項中「第35条の3第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（」に、「もの」に限り、その時までに提出された第35条の4第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第35条の3第1項の規定による申告書  
(2) 第35条の4第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第4項中「第35条の3第1項の規定による申告書（その提出期限後にお

いて）」を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第35条の4第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第35条の3第1項の規定による申告書  
(2) 第35条の4第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第6項中「第35条の3第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条の4第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第5条の規定は、公布の日から施行する。

### （市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の亀岡市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分ま

での個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第46条第3項及び第5項並びに第48条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第46条第3項又は第48条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第57条第8項及び附則第10条(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。))による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。)第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等(第4項において「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例第59条の3第2項及び第67条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前

の例による。

- 4 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税(平成28年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを亀岡市税条例第78条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この条において「第三者」という。)にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(亀岡市税条例第82条及び第82条の2の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

(亀岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 亀岡市税条例等の一部を改正する条例

(平成28年亀岡市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(亀岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 亀岡市税条例等の一部を改正する条例(平成26年亀岡市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第6条の表第77条第2号アの項の右欄中「3,000円」を「3,100円」に改め、新条例附則第16条の表第77条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第77条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1条第2号中「及び」の次に「第2条の規定並びに」を加え、同条第4号中「及び第2条の規定並びに」を「の規定及び」に改める。

(亀岡市都市計画税条例の一部改正)

第6条 亀岡市都市計画税条例(昭和32年亀岡市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第13項中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改める。

「揭示済」

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第15号

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

亀岡市立幼稚園条例(昭和40年亀岡市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第4項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、同表備考第5項中「第2階層又は」を「第2階層に該当するものに係る年長の特定被監護者等から順に2人目以降の幼児に係る保育料は無料とし、」に、同表備考第6項中「第3階層における保育料の1/2」を「月額3,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

「揭示済」

# 規則

亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第2号

亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市営住宅管理条例施行規則（平成9年亀岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

〃	木造（平屋建て）	8	34.70	昭和29年11月	〃
---	----------	---	-------	----------	---

」

を

「

〃	木造（平屋建て）	6	34.70	昭和29年11月	〃
---	----------	---	-------	----------	---

」

に、

「

合戦野住宅	木造（平屋建て）	2	28.90	昭和31年4月	昭和30年度
-------	----------	---	-------	---------	--------

」

を

「

合戦野住宅	木造（平屋建て）	1	28.90	昭和31年4月	昭和30年度
-------	----------	---	-------	---------	--------

」

に、

「

吉川住宅	木造（平屋建て）	8	28.80	昭和34年5月	昭和33年度
------	----------	---	-------	---------	--------

」

を

「

吉川住宅	木造（平屋建て）	3	28.80	昭和34年5月	昭和33年度
------	----------	---	-------	---------	--------

」

に、

「

〃	準耐火構造（二階建て）	10	41.30	昭和35年3月	〃
〃	〃	18	〃	昭和36年4月	昭和35年度
〃	〃	20	〃	昭和37年3月	昭和36年度

」

を

「

〃	準耐火構造（二階建て）	8	41.30	昭和35年3月	〃
〃	〃	15	〃	昭和36年4月	昭和35年度
〃	〃	18	〃	昭和37年3月	昭和36年度

」

に改める。

別表第2中

「

吉川住宅	〃 吉川町穴川	0.715
------	---------	-------

」

を

「

吉川住宅（簡二）	〃 吉川町穴川	0.715
吉川住宅（簡平・木造）	〃 吉川町穴川	0.730

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第3号

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

室及び部	課	係
市長公室	秘書広報課	秘書係 広報広聴係
	人事課	能力開発係 人事係 給与係
	ふるさと創生課	ふるさと推進係 婚活・定住支援係
企画管理部	企画調整課	企画経営係 企画推進係
	財政課	財務係 予算係
	契約検査課	
生涯学習部	市民力推進課	市民活動推進係 文化・国際交流係 地球環境子ども村係
	人権啓発課	啓発振興係 男女共同参画推進係
	スポーツ推進課	
総務部	総務課	総務係 行政係 文書管理係 情報化推進係
	自治防災課	自治振興係 防災・危機管理係 セーフコミュニティ係 消防係
	税務課	諸税係 市民税係 土地係 家屋係 収納係
環境市民部	環境政策課	環境政策係 環境保全係 施設整備係
	環境クリーン推進課	計画係 施設管理係 埋立施設係 若宮管理係
	市民課	市民相談係 受付係 戸籍係 国民年金係
	保険医療課	高齢者医療係 国保給付係 国保料係
健康福祉部	地域福祉課	福祉総務係 地域福祉係 保護第1係 保護第2係
	障害福祉課	障害総務係 障害者医療係 障害者給付係 地域生活支援係
	高齢福祉課	介護保険係 介護認定係 生活支援係 認知症支援係 高齢者係
	健康増進課	健康管理係 健康づくり係 医療係
	こども未来課	こども支援係 こども給付係 母子健康係
	保育課	保育政策係 保育幼稚園係
産業観光部	ものづくり産業課	ものづくり支援係 商工振興係
	観光戦略課	観光企画係
	農林振興課	営農推進係 担い手支援係 食農交流係 林務・鳥獣対策係
	農地整備課	土地改良係 国営事業係
まちづくり推進部	都市計画課	計画係 景観係 開発指導係 開発許可係
	都市整備課	公園緑地係 区画整理係
	政策交通課	政策交通係
土木建築部	桂川・道路整備課	広域事業係 整備係
	土木管理課	管理係 道路維持係 河川維持係 用地係
	建築住宅課	住宅係 建築係

別表第3市長公室の部ふるさと創生課の項中

「定住促進対策及び少子化対策に関すること（他の部課等の所管に属するものを除く。）。

シティプロモーションに関すること。

ふるさと力向上寄附金に関すること。

特命事項の調査、研究、政策立案及び総合調整に関すること。」

を

「定住促進対策に関すること。

シティプロモーションに関すること。

ふるさと力向上寄附金に関すること。

結婚支援に関すること。

特命事項の調査、研究、政策立案及び総合調整に関すること。」

に改め、同表環境市民部の部市民課の項中「住民票の写し等の自動交付機の管理に関すること。」

を削り、同表健康福祉部の部子育て支援課の項を削り、同部高齢福祉課の項中「申請書の受付に関すること。」を削り、

「介護予防事業に関すること。

地域包括支援センターに関すること。」を

「介護予防の給付に関すること。

地域支援事業に関すること。

認知症総合支援事業に関すること。」に、同部健康増進課の項中

「母子及び成人保健事業に関すること。」を「成人保健事業に関すること。」に、

「発達相談に関すること。

妊産婦及び新生児訪問に関すること。

母子健康手帳の交付に関すること。

未熟児の訪問指導に関すること。」を

「栄養改善に関すること。」に改め、同項の次に次の2項を加える。

こども未来課	少子化対策の総合調整に関すること（他の部課等の所管に属するものを除く。）。 青少年の健全育成に関すること。 青少年問題協議会に関すること。 要保護児童対策地域協議会に関すること。 児童福祉法（昭和22年法律第164号。別に定めるものを除く。）に関すること。 児童手当及び児童扶養手当に関すること。 助産施設の入所に関すること。 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に関すること。 家庭児童相談室に関すること。 こども医療に関すること。 ひとり親家庭医療に関すること。 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
--------	---

	<p>未熟児養育医療に関すること。  妊産婦及び乳幼児の保健指導に関すること。  新生児及び未熟児の訪問指導に関すること。  妊婦及び乳幼児の健康診査に関すること。  妊産婦及び乳幼児の栄養摂取の援助に関すること。  妊婦の届出に関すること。  低体重児の届出に関すること。  発達支援事業に関すること。  母子保健事業に関すること。  不妊・不育治療に関すること。</p>
保育課	<p>保育の方針及び計画に関すること。  保育所施設の整備及び管理に関すること。  保育所及び市立幼稚園の運営指導（他の部課等の所管に属するものを除く。）及び連絡調整に関すること。  保育所及び市立幼稚園の入退所（園）に関すること。  保育料の調定及び徴収に関すること。  その他保育に関すること。  その他市立幼稚園（他の部課等の所管に属するものを除く。）に関すること。</p>

別表第3まちづくり推進部の部都市計画課の項中

「開発行為の指導に関すること。」を

「開発行為の指導に関すること。

開発行為の許可に関すること。」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第3環境市民部の部市民課の項の改正規定は、平成29年7月1日から施行する。

「揭示済」

---

亀岡市文書取扱規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第4号

亀岡市文書取扱規則等の一部を改正する規則

(亀岡市文書取扱規則の一部改正)

第1条 亀岡市文書取扱規則（平成13年亀岡市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

子育て支援課	子育
障害福祉課	障福
高齢福祉課	高福
健康増進課	健増

」を

「

障害福祉課	障福
高齢福祉課	高福
健康増進課	健増
こども未来課	こ未
保育課	保育

」に改める。

(亀岡市公印規則の一部改正)

第2条 亀岡市公印規則（昭和30年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表11の項中

「

こども医療費受給者証及び児童手当・特例給付・小学校修了前特例給付に係る認定通知書兼支払通知書・継続認定通知書兼支払通知書・額改定通知書・支給事由消滅通知書・認定請求却下通知書・支払差止通知書	子育て支援課長	1
福祉医療費受給者証及び精神保健福祉手帳異動訂正専用	障害福祉課長	1

」

を

「

福祉医療費受給者証及び精神保健福祉手帳異動訂正専用	障害福祉課長	1
こども医療費受給者証、児童手当・特例給付に係る認定通知書・額改定通知書・支給事由消滅通知書・認定請求却下通知書・支払差止通知書及び特定者資格証明書・特定者用定期乗車券購入証明書用	こども未来課長	1

」

に改める。

(亀岡市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正)

第3条 亀岡市福祉事務所設置条例施行規則（平成13年亀岡市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「子育て支援課、障害福祉課及び高齢福祉課」を「障害福祉課、高齢福祉課、こども未来課及び保育課」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

「揭示済」

---

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第5号

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成21年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

1日2回それぞれ30分以内の期間（男性職員にあつては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法（昭和29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であつて、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

」

を

「

1日2回それぞれ30分以内の期間（男性職員にあつては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

」

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市証紙条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第6号

亀岡市証紙条例施行規則を廃止する規則

亀岡市証紙条例施行規則（昭和40年亀岡市規則第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。  
（亀岡市会計管理者の補助組織設置規則の一部改正）
- 2 亀岡市会計管理者の補助組織設置規則（昭和42年亀岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。  
第3条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。  
（亀岡市財務規則の一部改正）
- 3 亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第33条第4号を削る。

「揭示済」

---

亀岡市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第7号

亀岡市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 亀岡市子ども医療費助成条例施行規則（平成5年亀岡市規則第26号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第8条関係）

子ども医療費助成申請書

受給者	3歳未満・就学前・小学生・中学生			被保険者氏名		
	受給者 証番号	.....			被 保 険 者 名  (保険者番号)	( )
	住所	亀岡市				
	氏名	申請者との続柄 ( )			記号・番号	
	生年月日	年	月	日	種類	組・政・船・共・国
<p>下記診療報告書により、子ども医療の助成を申請します。          なお、本申請に関して、加入する健康保険の保険者や医療機関等に対して、亀岡市が確認を行うことに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名 _____ ④          (保護者) 電話 ( )</p> <p>(宛先) 亀岡市長</p>						
振込口座	金融機関名			種別	口座番号	名義人(カタカナ)
	銀行 農協 信用金庫 金庫			本店 支店	普通 当座	
診療報告書（総医療点数は保険診療適用分についてのみ記入してください。）						
医療機関 記入欄	診療月	年 月 分	診療日	療 数	日 氏 名	
	診療の 種類	医科( )・歯科・ 調剤・その他		他方負担	点 ( 円)	
	入院・ 入院外の別	入院・入院外		所在地		
	総医療 点数	点		名 称		
内当該 月の初 回数	( 点)		開設者氏名	年 月 日 上記のとおり報告します。		
※決 定	国社保 保	自己負担額 ①	高額療養費 ②	附加給付額 ③	一部負担額 ④	
	1 2 3 割 割 割	円	円	円	円	
	公費負担 ⑤	円	支給決定額 ①-②-③-④-⑤		円	
備考					審査 印	

(注)・ 太枠のみすべてご記入ください。 ※欄は記入しないでください。  
 この申請書は、医療機関で現金を支払った場合に提出するものです。  
 ・ 領収書の添付が必要です。(ただし、領収書の添付が不可能な場合は、必ず上記診療報告書欄に、医療機関等で証明をもらってください。)  
 ・ 当該月の初回点数は、一部負担金を算出するためのものです。

第2条 亀岡市子ども医療費助成条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (4) 前号の規定にかかわらず、出生の日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者（婚姻している者及び保護者の扶養でない者を除く。）を3人以上有する保護者が監督し、保護する者（ただし、6歳に達する日以後最初の4月1日から15歳に達する日以

後最初の3月31日までの間にある者に限る。)が入院外に係る医療の給付を受けた場合、保険医療機関等ごとに1月につき200円  
別記第2号様式(裏)に次のように加える。

出生の日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者(婚姻している者及び保護者の扶養でない者を除く。)を3人以上有する保護者が監督し、保護する者(ただし、6歳に達する日以後最初の4月1日から15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者に限る。)が入院外に係る医療の給付を受ける場合

#### 注 意 事 項

- 1 この証は、保険医療機関等に保険の自己負担金のうち下記の3に示す一部負担金を支払い、受診することができる証ですから大切に保管してください。
- 2 出生の日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者(婚姻している者及び保護者の扶養でない者を除く。)を3人以上有する保護者が監督し、保護する者(ただし、6歳に達する日以後最初の4月1日から15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者に限る。)が保険医療機関等において入院外の診療を受ける場合は、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 3 この証で医療を受けたときは、保険医療機関等ごとに、次の一部負担金を支払ってください。  
入院外 各月の最初の診療日に・・・200円
- 4 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市長にその旨を届け出てください。
- 5 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に市長にその旨を届け出てください。
- 6 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは再交付をうけてください。
- 7 有効期間を経過したとき又は資格がなくなったときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市長に返してください。
- 8 不正にこの証を使用した者は、刑法により罰せられることがあります。
- 9 往診の際の車代、薬の容器代、個室専用料など保険の給付外であるものはこども医療の支給対象とはならないのでご承知ください。

#### 別記第4号様式中

「  
3歳未満・就学前・小学生・中学生 を  
」

「  
3歳未満・就学前・小学生・中学生・多子世帯 に改める。  
」

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年9月1日から施行し、施行の前日に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第8号

亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部を改正する規則

亀岡市臨時的任用職員取扱規則（平成8年亀岡市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第3号中「同法第6条の4第1項に規定する里親であつて、養子縁組によって養親となることを希望している者」を「同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者」に、「同条第2項」を「同条第1号」に、「養子縁組によって養親となることを希望している者」を「同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改め、同項第5号中「小学校就学の始期に達するまでの子（）」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）就学の始期に達するまでの子（）」に改める。

別表第1中

「	148,506円	「	150,096円	
	160,802円		162,392円	
	163,558円	を	166,738円	に、
	166,738円		168,328円	
	194,298円	」	195,888円	」
「	6,100円	4,650円	6,500円	830円
				」を
「	6,250円	4,750円	6,700円	860円
				」に、
「	—	を	900円	に改める。
	」		」	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第9号

亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則

亀岡市非常勤職員取扱規則（平成8年亀岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第3号中「同法第6条の4第1項に規定する里親であつて、養子縁組によって養親となることを希望している者」を「同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者」に、「同条第2項」を「同条第1号」に、「養子縁組によって養親となることを希望している者」を「同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改め、同項第5号中「小学校就学の始期に達するまでの子（）」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）就学の始期に達するまでの子（）」に改める。

第22条の見出しを「（解職）」に改め、同条中「退職するものとする」を「解職とし、又は解職にすることができる」に改める。

別表第1中

「

7,200円 (991円)	124,600円 (4,295円)
7,650円 (1,054円)	132,500円 (4,568円)
8,250円 (1,133円)	142,500円 (4,912円)
8,800円 (1,213円)	152,400円 (5,255円)
9,450円 (1,297円)	163,000円 (5,620円)
9,950円 (1,367円)	171,800円 (5,924円)
12,650円 (1,741円)	218,900円 (7,545円)
9,800円 (1,346円)	169,200円 (5,832円)
11,700円 (1,611円)	202,400円 (6,979円)
12,350円 (1,702円)	213,900円 (7,373円)

」を

「

7,300円 (1,002円)	125,900円 (4,341円)
7,750円 (1,065円)	133,900円 (4,614円)
8,300円 (1,144円)	143,800円 (4,958円)
8,900円 (1,223円)	153,800円 (5,301円)
9,500円 (1,308円)	164,400円 (5,666円)
10,000円 (1,378円)	173,200円 (5,970円)
12,650円 (1,745円)	219,300円 (7,561円)
9,850円 (1,356円)	170,500円 (5,878円)
11,800円 (1,621円)	203,800円 (7,025円)
12,400円 (1,709円)	214,900円 (7,407円)

」に、

「

840円

を

「

860円

に改める。

」

」

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

「揭示済」

---

亀岡市職員服務規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第10号

亀岡市職員服務規則等の一部を改正する等の規則

(亀岡市職員服務規則の一部改正)

第1条 亀岡市職員服務規則(昭和30年亀岡市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第17条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第18条第1項第8号を削る。

(亀岡市財務規則の一部改正)

第2条 亀岡市財務規則(昭和40年亀岡市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第45条第1項中「並びにレジスター及び住民票等自動交付機」を「及びレジスター」に改める。

(亀岡市印鑑条例施行規則の一部改正)

第3条 亀岡市印鑑条例施行規則(平成6年亀岡市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第6条中「条例第15条」を「条例第13条」に改め、同条第2項中「若しくは印鑑登録者識別カード」を削る。

第7条第1号中「条例第14条」を「条例第12条」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

文書の種類	様式
印鑑登録申請書・印鑑登録廃止申請書	別記第1号様式 (条例第4条関係) (条例第11条関係)
照会書、回答書及び代理権授与通知書	別記第2号様式 (条例第5条関係)
印鑑登録原票	別記第3号様式 (条例第7条関係)
印鑑登録証	別記第4号様式 (条例第8条関係)
印鑑登録証再交付申請書	別記第5号様式 (条例第10条関係)
印鑑登録の抹消通知書	別記第6号様式 (条例第12条関係)
印鑑登録証明書	別記第7号様式 (条例第13条関係)
印鑑登録証明書交付申請書	別記第8号様式 (条例第14条関係)
代理権授与通知書	別記第9号様式 (第4条関係)
印鑑登録申請者の保証書	別記第10号様式 (第4条関係)

別記第5号様式及び別記第6号様式を削り、別記第7号様式を別記第5号様式とする。

別記第8号様式及び別記第9号様式を削り、別記第10号様式を別記第6号様式とし、別記第11号様式から別記第13号様式までを4様式ずつ繰り上げる。

別記第14号様式中

「  
印鑑登録申請者 暗証番号変更申請者 暗証番号廃止申請者 の保証書  
 」

を

「  
印鑑登録申請者の保証書  
」

に改め、同様式を別記第10号様式とする。

(つつじカード交付等に関する規則の廃止)

第4条 つつじカード交付等に関する規則（平成5年亀岡市規則第34号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

「揭示済」

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第11号

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則

第1条 出納員及びその他の会計職員設置規則（昭和39年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中19の項及び20の項を削り、21の項を19の項とし、22の項から26の項までを2項ずつ繰り上げ、27の項を25の項とし、同項の次に次の2項を加える。

26 保育料の収納	保育課長	保育課担当職員 保育所長及び保育所長補佐	
27 市立幼稚園保育料等の収納	保育課長	保育課担当職員 幼稚園長及び幼稚園副園長	

第2条 出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を次のように改正する。

別表中14の項を削り、15の項を14の項とし、16の項から41の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第12号

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記第36号様式を次のように改める。

第36号様式（第20条関係）

市民税・府民税納税通知書

年 税 額 (円)

通知書番号

納税義務者氏名	

あなたの本年度の税額を本書のとおり決定しましたので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。

市民税・府民税は前年(1月～12月)の所得と控除により計算し課税されます。1月1日現在の住所地で課税されますので、年の途中で亀岡市外に転出されても、今年度の市民税・府民税は亀岡市に納めていただくことになります。

※この通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

納付方法	
金融機関名	
種別・口座番号	
口座名義人	

亀 岡 市 長



別記第37号様式中「上場株式等の配当」を「上場株式等の配当等」に、「前年分の所得税において平成11年から18年まで又は平成21年から29年まで」を「前年分の所得税において平成21年から平成33年まで」に、「平成26年4月から平成29年12月まで」を「平成26年から平成33年まで」に、「前年度の所得税」を「前年分の所得税」に改め、「※平成11年から18年までの間に入居した者で、市長に住宅借入金等特別税額控除申告書を提出した場合、上記の控除額に代えて、地方税法附則第5条の4の規定に基づいて算出した金額」を削る。

別記第38号様式中「平成 年度 市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」を「年度 市民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書」に、「平成 年」を「年」に、

「

住 所	氏 名
	様

」

を

「

住 所	氏 名	個人番号
	様	

」

に、

「

特別徴収義務者名	様
----------	---

」

を

「

特別徴収義務者	氏名又は名称	個人番号又は法人番号
	様	

」

に改める。

別記第40号様式中「平成 年度」を「年度」に、「上場株式等の配当」を「上場株式等の配当等」に、「平成11年から18年まで又は平成21年から31年まで」を「平成21年から平成33年まで」に、「ただし、居住年が平成26年から平成31年まで」を「ただし、居住年が平成26年から平成33年まで」に改め、「※平成11年から18年までの間に入居した者で、市町村長に住宅借入金等特別税額控除申告書を提出した場合、上記の控除額に代えて、地方税法附則第5条の4の規定に基づいて算出した金額」を削る。

別記第41号様式中「平成 年度」を「年度」に、「平成 年」を「年」に、

「

住所	氏名
	様

」

を

「

住所	氏名	個人番号
	様	

」

に、

「

特別徴収義務者名	様
----------	---

」

を

「

特別徴収義務者	氏名又は名称	個人番号又は法人番号
	様	

」

に改める。

別記第48号様式中

「

- ・納税義務者の住所、氏名に誤りや、変更があったとき

」

を

「

- ・納税義務者の住所、氏名に誤りや、変更があったとき

※この通知書及び明細書は再発行できませんので、大切に保管してください。

」

に改める。

別記第50号様式中「

個人番号

.....	.....	.....
-------	-------	-------

」

を削り、「第29条第1項第 号」を「第29条第1項第 号」に改める。

別記第54号様式及び別記第55号様式中

「

申告者	住所 (所在地)												
	氏名 (名称)	㊟											
	個人番号又は法人番号												

」

を

「

申告者	住所 (所在地)												
	氏名 (名称)	㊟											

」

に改める。

別記第59号様式中「手続き」を「手続」に、「口座番号は個人情報保護のため、下3桁のみを表示」を「個人情報保護のため、口座番号の一部を非表示と」に、「かかる」を「係る」に、「一通」を「1通」に、「取り扱い」を「取扱い」に、「三菱東京UFJ銀行」を「○三菱東京UFJ銀行」に、「みずほ銀行」を「○みずほ銀行」に改める。

別記第61号様式中

「

個人番号又は法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を削る。

」

別記第62号様式中

「

個人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を削る。

」

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市病院事業の主要職員を定める規則及び  
亀岡市病院事業における地方公営企業法第39  
条第2項の規定に基づき市長が定める職に関す  
る規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第13号

亀岡市病院事業の主要職員を定め  
る規則及び亀岡市病院事業におけ  
る地方公営企業法第39条第2項  
の規定に基づき市長が定める職に  
関する規則の一部を改正する規則

(亀岡市病院事業の主要職員を定める規則の  
一部改正)

第1条 亀岡市病院事業の主要職員を定める規  
則(平成16年亀岡市規則第34号)の一部  
を次のように改正する。

第2条第2号を削り、同条第3号中「次  
長」の次に「、室長」を加え、同号を同条第  
2号とし、同条第4号を削り、同条第5号を  
同条第3号とし、同条第6号を同条第4号と  
し、同条第7号を同条第5号とする。

(亀岡市病院事業における地方公営企業法第  
39条第2項の規定に基づき市長が定める職  
に関する規則の一部改正)

第2条 亀岡市病院事業における地方公営企業  
法第39条第2項の規定に基づき市長が定め  
る職に関する規則(平成16年亀岡市規則第  
35号)の一部を次のように改正する。

本則中第2号を削り、第3号中「次長」の  
次に「、室長」を加え、同号を第2号とし、  
第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号  
を第4号とし、第7号を第5号とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行す  
る。

「揭示済」

# 告示

亀岡市告示第31号

亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱（平成11年亀岡市告示第45号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表中

「

平成27年度子ども・子育て支援交付金の交付について（平成27年9月11日付け府子本第277号内閣総理大臣通知別紙「平成27年度子ども・子育て支援交付金交付要綱」。以下「交付要綱」という。）別紙に定める病児保育事業の基準額

平成27年度保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成28年1月14日付け厚生労働省発雇児0114第2号厚生労働事務次官通知別紙「平成27年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」）別表に定める保育環境改善等事業の基準額

を

」

「

平成28年度子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号別紙「平成28年度子ども・子育て支援交付金交付要綱」。以下「交付要綱」という。）別紙に定める病児保育事業の基準額

平成28年度保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（平成28年12月22日付け厚生労働省発雇児1222第1号厚生労働事務次官通知別紙「平成28年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」）別表に定める保育環境改善等事業の基準額

」

に改める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成28年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第32号

亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱を次のように定める。

平成29年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）の例による。

(事業の内容)

第3条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとし、その対象、実施機関及び内容は、別表第1のとおりとする。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）
  - ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）  
介護予防訪問介護相当サービス事業
  - イ 通所型サービス（第1号通所事業）  
介護予防通所介護相当サービス事業
  - ウ 訪問・通所型短期集中予防サービス事業（第1号訪問通所事業）
  - エ 介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）
- (2) 一般介護予防事業
  - ア 介護予防把握事業
  - イ 介護予防普及啓発事業
  - ウ 地域介護予防活動支援事業
  - エ 一般介護予防事業評価事業
  - オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額)

第4条 介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額は、別表第2に掲げる単位数に同表に定める1単位の単価を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(介護予防・生活支援サービス事業支給費の支給割合)

第5条 介護予防・生活支援サービス事業に係る支給費（法第115条の4の3第1項の第1号事業支給費をいう。以下同じ。）の支給割合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス事業  
100分の90
- (2) 介護予防通所介護相当サービス事業  
100分の90
- (3) 訪問・通所型短期集中予防サービス事業  
100分の100
- (4) 介護予防ケアマネジメント事業  
100分の100

2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2第1項で定めるところにより算定した所得の額が同条第2項で定める額以上である省令第140条の62の3第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等に係る介護予防・生活支援サービス事業支給費について前項第1号及び第2号の規定を適用する場合には、同号中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

(支給限度額)

第6条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合の支給限度額は、法第55条第1項の規定により算定した額とする。

2 事業対象者が総合事業を利用する場合の支

給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する単位数により算定した額とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、同号ロに規定する単位数により算定した額とすることができる。

3 前項の算定は、指定事業者が行う当該指定に係る事業について行う。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第7条 市長は、総合事業において、法第61条に規定する高額介護予防サービス費及び法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額を支給するものとする。

（利用料等）

第8条 総合事業の利用者は、別表第3に定める利用料を負担するものとする。

2 総合事業の実施に際し、食事代その他の実費が生じるときは、その費用は当該事業の利用者の負担とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

（委託等による事業の実施）

第9条 市長は、法第115条の47第4項に規定する省令第140条の69各号に掲げる基準に適合するものに総合事業の実施に関する事務の一部又は全部を委託することができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

別表第1（第3条関係）

事業		対象者	実施機関	内容
介護予防・生活支援サービス事業	介護予防訪問介護相当サービス事業	要支援者及び事業対象者のうち、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要である者	指定事業者	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）の介護予防訪問介護に相当するサービス
	介護予防通所介護相当サービス事業		指定事業者	旧法の介護予防通所介護に相当するサービス
	訪問・通所型短期集中予防サービス事業		市	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを3箇月から6箇月の間に集中して実施するサービス
	介護予防ケアマネジメント事業		地域包括支援センター	要支援者及び事業対象者に対しケアマネジメントを実施するサービス
一般介護予防事業	介護予防把握事業	第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者	市	亀岡市内高齢者の体力測定等を通じて地域の現状を把握し、介護予防活動の促進を行う事業。
	介護予防普及啓発事業		自治組織及び委託事業者	生きがいづくりの一環として、日常生活動作訓練や趣味活動が行える交流の場の提供を行う事業。また、囲碁セミナーと併せ介護予防の知識普及啓発事業を実施する事業。
	地域介護予防活動支援事業		NPO、ボランティア等市民組織	高齢者の経験や知識を活かし地域のふるさと力向上の促進と自身の生きがい、社会参加を促進する事業を行った場合の助成。また、住民主体の自主活動により高齢者を中心とした「居場所」を地域に設け、社会参加、介護予防に寄与する活動を行った場合の助成。
	一般介護予防事業評価事業		市	本市で行う介護予防事業、地域に住まう高齢者の状況等を総合的に判断するため、大学等専門機関により、より効果的な介護予防事業を実施するための評価を行う事業。
	地域リハビリテーション活動支援事業		市	別途に定める基準を満たす（※1）市内の団体に対し、市がリハビリテーション等専門職の派遣を行い、生活支援向上支援等介護予防の質の向上機会を提供する事業。

※1…以下の基準の全てに合致するグループ

- ・ 市民が結成した10名以上のグループ
- ・ 30分以上60分未満の介護予防を目的とした教室開催
- ・ 年間3回以上6回未満の継続の知識定着を目的とした教室開催

別表第2（第4条関係）

事業		単位数	1単位の単価
介護予防・生活支援サービス事業	介護予防訪問介護相当サービス事業	通知別添1に定める単位数	10円に厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）に定める亀岡市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額
	介護予防通所介護相当サービス事業		10円に単価告示に定める亀岡市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額
	介護予防ケアマネジメント事業		10円に単価告示に定める亀岡市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額

別表第3（第8条関係）

事業		利用料
介護予防・生活支援サービス事業	介護予防訪問介護相当サービス事業	当該事業に要した費用の額から第5条第1項の規定により支給される第1号事業支給費の額を控除した額
	介護予防通所介護相当サービス事業	
	訪問・通所型短期集中予防サービス事業	負担なし
	介護予防ケアマネジメント事業	

「揭示済」

亀岡市告示第33号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成29年3月2日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1262-61014

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成28年4月1日

3 無効になる日

平成29年3月2日

「揭示済」

## 亀岡市告示第34号

亀岡市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱（平成18年亀岡市告示第153号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月3日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条第2項中「1回当たり10,800円」を「対し別表に定める算定方法を用いて得た額」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

1回当たりの委託料の上限額	
算定方法	単位に単価を乗じて得た額（1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てる。）
算定方法に用いる単位及び単価	
単位	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表に定める指定居宅サービス介護給付費単位数表第2項に定める訪問入浴介護費の単位
単価	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）に定める単価

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第35号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係書類は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成29年3月9日から平成29年3月23日まで一般の縦覧に供する。

平成29年3月9日

亀岡市長 桂川孝裕

路線番号	路線名	起 点		変 更 前		変 更 後	
		終 点		延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
13079	這下時ノ下線	亀岡市馬路町這下17番先		173.38	4.42 ～ 8.00	182.38	4.42 ～ 8.00
		亀岡市馬路町時ノ下104番先					
13081	天神道線	亀岡市馬路町前ノ側22番の2先		805.24	5.13 ～ 7.00	810.44	5.13 ～ 7.00
		亀岡市馬路町六反田114番の4先					
14041	杉7号線	亀岡市旭町仲垣内122番先		179.00	3.00 ～ 9.50	183.40	3.00 ～ 9.50
		亀岡市旭町仲垣内123番先					
16050	勝林島河原尻2号線	亀岡市河原林町勝林島前島101番先		960.00	5.00 ～ 10.00	1,174.66	5.00 ～ 10.00
		亀岡市河原林町河原尻河原田103番先					
01277	クニッテル13号線	亀岡市三宅町2丁目9番の1先		112.58	6.00 ～ 12.00	126.58	6.00 ～ 12.00
		亀岡市三宅町2丁目5番の11先					
01303	中矢田篠線	亀岡市中矢田町才ノ溝1番の47先		3,409.66	12.00 ～ 19.20	3,464.86	12.00 ～ 19.20
		亀岡市篠町王子西ノ山5番の1先					
04099	夫婦池団地3号線	亀岡市曾我部町犬飼池ノ北24番27先		75.40	5.35 ～ 5.35	78.20	5.35 ～ 5.35
		亀岡市曾我部町犬飼池ノ北24番123先					
06077	斉ノ神薄井線	亀岡市葺田野町佐伯薄井21番の1先		95.00	3.00 ～ 3.50	96.40	3.00 ～ 3.50
		亀岡市葺田野町佐伯斉ノ神12番先					
06078	佐伯玉泉線	亀岡市葺田野町佐伯河原ノ辻8番先		95.00	2.20 ～ 3.30	112.10	2.20 ～ 3.30
		亀岡市葺田野町佐伯玉泉52番先					
12127	今津3丁目4号線	亀岡市千代川町今津3丁目1番246先		188.90	6.00 ～ 6.00	192.00	6.00 ～ 6.00
		亀岡市千代川町今津3丁目69番1先					
12133	湯井1号線	亀岡市千代川町湯井良筋89番先		24.70	4.00 ～ 4.00	27.40	4.00 ～ 4.00
		亀岡市千代川町湯井良筋96番先					
12135	高野林8号線	亀岡市千代川町高野林西田25番の25先		98.56	6.00 ～ 7.00	102.22	6.00 ～ 7.00
		亀岡市千代川町高野林西田25番の14先					
12136	高野林14号線	亀岡市千代川町高野林北ノ田1番の25先		88.80	6.00 ～ 6.00	369.80	6.00 ～ 6.00
		亀岡市千代川町高野林西田12番の24先					
13007	池尻宇津根線	亀岡市馬路町滝ケ元1番の1先		4,423.58	3.90 ～ 34.10	5,070.38	3.90 ～ 34.10
		亀岡市河原林町勝林島畑ケ田37番の3先					
13088	河原尻田中前線	亀岡市馬路町瀨尻100番先		580.00	5.00 ～ 9.00	586.62	5.00 ～ 9.00
		亀岡市河原林町河原尻菖蒲106番先					

路線番号	路線名	起 点		変 更 前		変 更 後	
		終 点		延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
13090	秋吉堂ノ西線	亀岡市馬路町秋吉100番先		320.00	5.00	324.90	5.00
		亀岡市馬路町堂ノ西111番先			～ 15.00		～ 15.00
13091	越前測尻線	亀岡市馬路町越前116番先		430.00	5.00	438.07	5.00
		亀岡市馬路町前ノ田103番先			～ 7.00		～ 7.00
14011	郷ノ口杉線	亀岡市旭町野田10番の2先		744.80	2.60	857.17	2.60
		亀岡市旭町北ノ垣内41番の2先			～ 5.00		～ 5.00
14026	本郷北線	亀岡市旭町森本26番先		231.80	2.65	233.28	2.65
		亀岡市旭町栗坪42番先			～ 6.80		～ 6.80
14039	山階10号線	亀岡市旭町井戸ノ下211番先		99.00	4.00	101.80	4.00
		亀岡市旭町井戸ノ下224番先			～ 14.80		～ 14.80
14046	印地7号線	亀岡市旭町宮ノ元29番8先		135.87	4.00	141.60	4.00
		亀岡市旭町砂塚113番先			～ 4.60		～ 4.60
15065	毘沙門出晴線	亀岡市千歳町毘沙門市殿垣内新田3番先		590.00	5.00	596.08	5.00
		亀岡市千歳町毘沙門出晴1番先			～ 9.00		～ 9.00
16053	八軒屋線	亀岡市河原林町河原尻上福井117番先		880.00	3.00	890.62	3.00
		亀岡市河原林町河原尻大樋114番先			～ 14.00		～ 14.00
18302	夕日ヶ丘17号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目20番2先		99.80	4.00	110.00	4.00
		亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目22番7先			～ 14.04		～ 14.04
18303	夕日ヶ丘18号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目12番10先		114.70	4.00	155.00	4.00
		亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目14番1先			～ 14.03		～ 14.03
18306	八幡裏1号線	亀岡市篠町八幡裏40番の5先		34.40	6.00	36.30	6.00
		亀岡市篠町八幡裏40番の8先			～ 12.00		～ 12.00

「揭示済」

## 亀岡市告示第36号

## 市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の路線を平成29年3月9日から供用開始する。

なお、その関係書類は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成29年3月9日から平成29年3月23日まで一般の縦覧に供する。

平成29年3月9日

亀岡市長 桂川孝裕

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
13079	這下時ノ下線	亀岡市馬路町這下17番先 亀岡市馬路町時ノ下104番先	182.38m	4.42m 8.00m
13081	天神道線	亀岡市馬路町前ノ側22番の2先 亀岡市馬路町六反田114番の4先	810.44m	5.13m 7.00m
14041	杉7号線	亀岡市旭町仲垣内122番先 亀岡市旭町仲垣内123番先	183.40m	3.00m 9.50m
16050	勝林島河原尻2号線	亀岡市河原林町勝林島前島101番先 亀岡市河原林町河原尻河原田103番先	1,174.66m	5.00m 10.00m
01277	クニッテル13号線	亀岡市三宅町2丁目9番の1先 亀岡市三宅町2丁目5番の11先	126.58m	6.00m 12.00m
01303	中矢田篠線	亀岡市中矢田町才ノ溝1番の47先 亀岡市篠町王子西ノ山5番の1先	3,464.86m	12.00m 19.20m
04099	夫婦池団地3号線	亀岡市曾我部町犬飼池ノ北24番27先 亀岡市曾我部町犬飼池ノ北24番123先	78.20m	5.35m 5.35m
06077	斉ノ神薄井線	亀岡市葎田野町佐伯薄井21番の1先 亀岡市葎田野町佐伯斉ノ神12番先	96.40m	3.00m 3.50m
06078	佐伯玉泉線	亀岡市葎田野町佐伯河原ノ辻8番先 亀岡市葎田野町佐伯玉泉52番先	112.10m	2.20m 3.30m
12127	今津3丁目4号線	亀岡市千代川町今津3丁目1番246先 亀岡市千代川町今津3丁目69番1先	192.00m	6.00m 6.00m
12133	湯井1号線	亀岡市千代川町湯井良筋89番先 亀岡市千代川町湯井良筋96番先	27.40m	4.00m 4.00m
12135	高野林8号線	亀岡市千代川町高野林西田25番の25先 亀岡市千代川町高野林西田25番の14先	102.22m	6.00m 7.00m
12136	高野林14号線	亀岡市千代川町高野林北ノ田1番の25先 亀岡市千代川町高野林西田12番の24先	135.80m	6.00m 6.00m
13007	池尻宇津根線	亀岡市馬路町滝ケ元1番の1先 亀岡市河原林町勝林島畑ケ田37番の3先	5,070.38m	3.90m 34.10m
13088	河原尻田中前線	亀岡市馬路町瀨尻100番先 亀岡市河原林町河原尻菖蒲106番先	586.62m	5.00m 9.00m
13090	秋吉堂ノ西線	亀岡市馬路町秋吉100番先 亀岡市馬路町堂ノ西111番先	324.90m	5.00m 15.00m
13091	越前瀨尻線	亀岡市馬路町越前116番先 亀岡市馬路町前ノ田103番先	438.07m	5.00m 7.00m
14011	郷ノ口杉線	亀岡市旭町野田10番の2先 亀岡市旭町北ノ垣内41番の2先	857.17m	2.60m 5.00m

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
14026	本郷北線	亀岡市旭町森本26番先	233.28m	2.65m
		亀岡市旭町栗坪42番先		6.80m
14039	山階10号線	亀岡市旭町井戸ノ下211番先	101.80m	4.00m
		亀岡市旭町井戸ノ下224番先		14.80m
14046	印地7号線	亀岡市旭町宮ノ元29番8先	141.60m	4.00m
		亀岡市旭町砂塚113番先		4.60m
15065	毘沙門出晴線	亀岡市千歳町毘沙門市殿垣内新田3番先	596.08m	5.00m
		亀岡市千歳町毘沙門出晴1番先		9.00m
16053	八軒屋線	亀岡市河原林町河原尻上福井117番先	890.62m	3.00m
		亀岡市河原林町河原尻大樋114番先		14.00m
18302	夕日ヶ丘17号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目20番2先	110.00m	4.00m
		亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目22番7先		14.04m
18303	夕日ヶ丘18号線	亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目12番10先	155.00m	4.00m
		亀岡市篠町夕日ヶ丘3丁目14番1先		14.03m
18306	八幡裏1号線	亀岡市篠町八幡裏40番の5先	36.30m	6.00m
		亀岡市篠町八幡裏40番の8先		12.00m

「揭示済」

## 亀岡市告示第37号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成29年3月9日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 撤去した区域

J R馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R並河駅前自転車放置禁止区域

## 3 撤去した日時

平成29年3月9日（木）

午後1時～午後3時

## 4 撤去し、保管した台数 3台

## 5 保管場所 J R馬堀駅前自転車等駐車場

## 6 保管期間 告示の日から3箇月間

## 7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

## 8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

## 9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 土木建築部 土木管理課  
電話 0771 (25) 5043

「掲示済」

亀岡市告示第38号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年3月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	平成28年度 第8期分	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	平成28年度 第8期分	国民健康保険料	省略	省略
3	更正通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	平成28年度 第8期分	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	平成28年度 第8期分	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	平成28年度 第8期分	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	平成28年度 第8期分	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	平成28年度 第8期分	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	平成28年度 第8期分	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	平成28年度 第8期分	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	平成28年度 第8期分	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	平成28年度 第8期分	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	平成28年度 第8期分	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	平成28年度 第8期分	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	平成28年度 第8期分	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第39号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画生産緑地地区を変更した。

当該都市計画の図書を同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成29年3月14日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類  
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
亀岡市篠町浄法寺土井の一部
- 3 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

亀岡市告示第40号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住所 省略
- 2 氏名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第41号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住所 省略
- 2 氏名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第42号

建設工事の競争入札参加資格及び資格審査の申請について（昭和39年亀岡市告示第20号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条中「4等級に」の次に「、水道施設工事にあつては、A・B及びCの3等級に」を加える。

第4条第1項に次の2号を加える。

- (7) 亀岡市水道施設等の事故に関する協定書の締結の有無
- (8) 水道施設工事の指名希望順位が、第1位であること。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から実施し、平成30年度工事の資格審査から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第43号

亀岡市建設工事一般競争入札実施要綱（平成21年亀岡市告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1号中「土木一式工事」の次に「（水道施設工事のうち、配水管布設工事を除く。）」を加え、同条第2号中「その他前号」を「その他前各号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 水道施設工事のうち、配水管布設工事については、全ての工事

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施し、平成30年度工事の資格審査から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第44号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成29年3月21日から平成29年4月4日まで一般の縦覧に供する。

平成29年3月21日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 18066
- 2 路線名 篠バス停線
- 3 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間		備考
		最小幅員	最大幅員	
亀岡市篠町篠赤畑20番の8先から 亀岡市篠町篠赤畑20番の8先まで	前	5.70m	7.57m	変更後路線幅員 最小 4.67m 最大 44.62m
	後	5.70m	44.62m	
亀岡市篠町篠赤畑20番の8先から 亀岡市篠町篠赤畑20番の8先まで				変更後路線延長 184.84m

「揭示済」

亀岡市告示第45号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成29年3月21日から平成29年4月4日まで一般の縦覧に供する。

平成29年3月21日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 18101
- 2 路線名 柏原森線
- 3 道路の変更区域

変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員 変更区間最大幅員	変更区間延長	備考
亀岡市篠町柏原町頭47番先から 亀岡市篠町柏原町頭49番3先まで	前	$\frac{4.00m}{8.00m}$	19.50m	変更後路線幅員 最小 2.40m 最大 37.73m
亀岡市篠町柏原町頭47番先から 亀岡市篠町柏原町頭49番3先まで	後	$\frac{7.50m}{9.50m}$	19.50m	変更後路線延長 2,557.42m

「揭示済」

亀岡市告示第46号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成29年3月21日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において、平成29年3月21日から平成29年4月4日まで一般の縦覧に供する。

平成29年3月21日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
18101	柏原森線	亀岡市篠町柏原町頭47番先 亀岡市篠町柏原町頭49番3先	19.50m	$\frac{7.50m}{\sim 9.50m}$

「揭示済」

## 亀岡市告示第47号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定により、平成29年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所を次のとおり定める。

平成29年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間 平成29年4月1日から平成29年5月31日まで  
(閉庁日を除く)
- 2 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市総務部税務課

「揭示済」

## 亀岡市告示第48号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成29年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	督促状 平成28年度全期分 軽自動車税	省略	省略
2	督促状 平成28年度全期分 軽自動車税	省略	省略
3	督促状 平成28年度全期分 軽自動車税	省略	省略
4	督促状 平成28年度第4期分 市府民税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

---

亀岡市告示第49号

亀岡市就学前教育・保育検討委員会設置要綱（平成19年亀岡市告示第56号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

第8条中「子育て支援課」を「保育課」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第50号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係書類は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成29年3月28日から平成29年4月11日まで一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

路線番号	路線名	起 点		変 更 前		変 更 後	
		終 点		延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
01040	古世団地4号線	亀岡市古世町二丁目133番先		29.20	6.00	29.20	8.60
		亀岡市古世町二丁目20番の55先			～ 6.10		～ 8.60
01169	安町南条線	亀岡市安町中島10番先		57.90	4.00	57.90	3.80
		亀岡市安町野々神52番の11先			～ 5.00		～ 5.00
02026	湯谷区道線	亀岡市東別院町湯谷西条23番先		154.62	3.00	156.17	5.10
		亀岡市東別院町湯谷下ノ三11番の2先			～ 6.10		～ 6.10
03018	御手洗線	亀岡市西別院町神地向ノ前22番先		50.50	3.60	50.50	4.00
		亀岡市西別院町神地向ノ前23番先			～ 4.10		～ 4.90
04024	下相ノ上線	亀岡市曾我部町西条下檀ノ上2番の4先		4.80	1.80	4.80	1.80
		亀岡市曾我部町西条下檀ノ上3番の5先			～ 2.00		～ 2.90
04027	犬飼西条線	亀岡市曾我部町西条上久保33番の1先		59.80	2.40	59.80	2.60
		亀岡市曾我部町西条上久保31番の1先			～ 3.00		～ 3.20
04042	春日部南条線	亀岡市曾我部町寺杉ノ本16番の1先		39.80	4.50	39.80	4.50
		亀岡市曾我部町寺長縄手24番先			～ 5.00		～ 6.50
04089	二ツ池大塚線	亀岡市曾我部町穴太太塚49番先		13.70	4.40	13.70	4.60
		亀岡市曾我部町穴太鐘ツキ11番の1先			～ 4.80		～ 6.10
07007	平松井手線	亀岡市本梅町井手下早田7番の3先		37.28	3.00	36.26	3.10
		亀岡市本梅町井手下早田10番の3先			～ 3.20		～ 4.10
11006	宮ノ後大井垣内線	亀岡市大井町並河一丁目518番先		54.30	2.50	54.30	3.30
		亀岡市大井町並河一丁目62番の1先			～ 6.20		～ 7.20
11044	北条1号線	亀岡市大井町並河一丁目62番の2先		32.16	2.40	33.15	2.40
		亀岡市大井町並河一丁目65番の14先			～ 3.60		～ 5.80
11045	北条2号線	亀岡市大井町並河一丁目66番先		6.87	2.50	6.00	2.50
		亀岡市大井町並河一丁目60番の2先			～ 2.50		～ 3.10
11047	北条4号線	亀岡市大井町並河一丁目111番先		13.40	2.10	13.40	2.10
		亀岡市大井町並河一丁目112番の5先			～ 5.90		～ 3.10
11148	南金岐土田線	亀岡市千代川町小林下戸10番の1先		24.00	5.20	24.00	5.20
		亀岡市千代川町小林下戸3番の4先			～ 6.50		～ 6.60
12119	小林下戸1号線	亀岡市千代川町小林下戸10番の1先		18.30	6.00	18.30	6.00
		亀岡市千代川町小林下戸15番先			～ 6.00		～ 6.50

路線番号	路線名	起 点		変 更 前		変 更 後	
		終 点		延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
13022	前ノ田小文字線	亀岡市馬路町御蔵28番先		63.10	3.40 ~ 4.20	63.10	3.40 ~ 6.80
		亀岡市馬路町前ノ田100番先					
13033	長 林 寺 線	亀岡市馬路町流川4番の1先		14.80	3.30 ~ 4.20	14.80	3.30 ~ 5.60
		亀岡市馬路町流川3番先					
13033	長 林 寺 線	亀岡市馬路町流川11番の1先		22.40	4.50 ~ 4.80	22.40	4.50 ~ 5.00
		亀岡市馬路町流川13番の2先					
15059	国 分 6 号 線	亀岡市千歳町国分西垣内1番の1先		26.30	2.70 ~ 5.10	26.30	4.00 ~ 5.10
		亀岡市千歳町国分柳ヶ辻18番の1先					
16051	上福井綾垣内線	亀岡市河原林町河原尻中垣内21番先		18.60	3.00 ~ 3.20	18.60	3.40 ~ 3.80
		亀岡市河原林町河原尻中垣内15番の1先					
17037	宮ノ上構ノ内線	亀岡市保津町構ノ内11番の1先		23.00	1.90 ~ 2.60	23.00	2.10 ~ 2.70
		亀岡市保津町宮ノ上1番の1先					
17038	愛 宕 谷 川 線	亀岡市保津町宮ノ上2番の1先		11.70	1.70 ~ 2.50	11.70	1.70 ~ 2.70
		亀岡市保津町宮ノ上1番の1先					
18094	野 条 墓 線	亀岡市篠町野条イカノ辻南52番先		16.40	3.30 ~ 5.20	16.40	5.00 ~ 5.20
		亀岡市篠町野条イカノ辻南55番先					
18101	柏 原 森 線	亀岡市篠町柏原中又49番の1先		112.10	4.70 ~ 6.10	112.10	4.30 ~ 9.80
		亀岡市篠町柏原田中10番の2先					
18141	上 垣 内 線	亀岡市篠町森東垣内149番の2先		29.80	2.40 ~ 4.20	29.80	2.40 ~ 4.40
		亀岡市篠町森上垣内58番先					
01309	西 向 林 岸 ノ 上 6 号 線	亀岡市古世町西向林22番の3先		74.43	6.00 ~ 12.00	75.65	6.00 ~ 12.10
		亀岡市古世町西向林16番の70先					
11191	西 台 田 中 線	亀岡市大井町並河2丁目23番の9先		105.98	2.40 ~ 4.20	105.50	2.10 ~ 4.20
		亀岡市大井町並河2丁目23番の7先					
12137	西 芝 2 号 線	亀岡市千代川町小林西芝79番の9先		41.40	6.00 ~ 12.00	40.00	6.00 ~ 12.00
		亀岡市千代川町小林西芝79番の5先					
17073	四 ノ 坪 線	亀岡市保津町三ノ坪128番先		134.10	6.10 ~ 8.10	136.24	5.20 ~ 5.90
		亀岡市保津町四ノ坪111番先					

「揭示済」

亀岡市告示第51号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の路線を平成29年3月28日から供用開始する。

なお、その関係書類は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成29年3月28日から平成29年4月11日まで一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
01040	古世団地4号線	亀岡市古世町二丁目133番先 亀岡市古世町二丁目20番の55先	29.20m	8.60m ～ 8.60m
01169	安町南条線	亀岡市安町中島10番先 亀岡市安町野々神52番の11先	57.90m	3.80m ～ 5.00m
02026	湯谷区道線	亀岡市東別院町湯谷西条23番先 亀岡市東別院町湯谷下ノ三11番の2先	156.17m	5.10m ～ 6.10m
03018	御手洗線	亀岡市西別院町神地向ノ前22番先 亀岡市西別院町神地向ノ前23番先	50.50m	4.00m ～ 4.90m
04024	下相ノ上線	亀岡市曾我部町西条下檀ノ上2番の4先 亀岡市曾我部町西条下檀ノ上3番の5先	4.80m	1.80m ～ 2.90m
04027	犬飼西条線	亀岡市曾我部町西条上久保33番の1先 亀岡市曾我部町西条上久保31番の1先	59.80m	2.60m ～ 3.20m
04042	春日部南条線	亀岡市曾我部町寺杉ノ本16番の1先 亀岡市曾我部町寺長繩手24番先	39.80m	4.50m ～ 6.50m
04089	二ツ池大塚線	亀岡市曾我部町穴太太塚49番先 亀岡市曾我部町穴太鐘ツキ11番の1先	13.70m	4.60m ～ 6.10m
07007	平松井手線	亀岡市本梅町井手下早田7番の3先 亀岡市本梅町井手下早田10番の3先	36.26m	3.10m ～ 4.10m
11006	宮ノ後大井垣内線	亀岡市大井町並河一丁目518番先 亀岡市大井町並河一丁目62番の1先	54.30m	3.30m ～ 7.20m
11044	北条1号線	亀岡市大井町並河一丁目62番の2先 亀岡市大井町並河一丁目65番の14先	33.15m	2.40m ～ 5.80m
11045	北条2号線	亀岡市大井町並河一丁目66番先 亀岡市大井町並河一丁目60番の2先	6.00m	2.50m ～ 3.10m
11047	北条4号線	亀岡市大井町並河一丁目111番先 亀岡市大井町並河一丁目112番の5先	13.40m	2.10m ～ 3.10m
11148	南金岐土田線	亀岡市千代川町小林下戸10番の1先 亀岡市千代川町小林下戸3番の4先	24.00m	5.20m ～ 6.60m
12119	小林下戸1号線	亀岡市千代川町小林下戸10番の1先 亀岡市千代川町小林下戸15番先	18.30m	6.00m ～ 6.50m
13022	前ノ田小文字線	亀岡市馬路町御蔵28番先 亀岡市馬路町前ノ田100番先	63.10m	3.40m ～ 6.80m

路線番号	路線名	供用開始区間	供用開始延長	幅員
13033	長林寺線	亀岡市馬路町流川4番の1先 亀岡市馬路町流川3番先	14.80m	3.30m ～ 5.60m
13033	長林寺線	亀岡市馬路町流川11番の1先 亀岡市馬路町流川13番の2先	22.40m	4.50m ～ 5.00m
15059	国分6号線	亀岡市千歳町国分西垣内1番の1先 亀岡市千歳町国分柳ヶ辻18番の1先	26.30m	4.00m ～ 5.10m
16051	上福井綾垣内線	亀岡市河原林町河原尻中垣内21番先 亀岡市河原林町河原尻中垣内15番の1先	18.60m	3.40m ～ 3.80m
17037	宮ノ上構ノ内線	亀岡市保津町構ノ内11番の1先 亀岡市保津町宮ノ上1番の1先	23.00m	2.10m ～ 2.70m
17038	愛宕谷川線	亀岡市保津町宮ノ上2番の1先 亀岡市保津町宮ノ上1番の1先	11.70m	1.70m ～ 2.70m
18094	野条墓線	亀岡市篠町野条イカノ辻南52番先 亀岡市篠町野条イカノ辻南55番先	16.40m	5.00m ～ 5.20m
18101	柏原森線	亀岡市篠町柏原中又49番の1先 亀岡市篠町柏原田中10番の2先	112.10m	4.30m ～ 9.80m
18141	上垣内線	亀岡市篠町森東垣内149番の2先 亀岡市篠町森上垣内58番先	29.80m	2.40m ～ 4.40m
01309	西向林岸ノ上6号線	亀岡市古世町西向林22番の3先 亀岡市古世町西向林16番の70先	75.65m	6.00m ～ 12.10m
11191	西台田中線	亀岡市大井町並河2丁目23番の9先 亀岡市大井町並河2丁目23番の7先	105.50m	2.10m ～ 4.20m
12137	西芝2号線	亀岡市千代川町小林西芝79番の9先 亀岡市千代川町小林西芝79番の5先	40.00m	6.00m ～ 12.00m
17073	四ノ坪線	亀岡市保津町三ノ坪128番先 亀岡市保津町四ノ坪111番先	136.24m	5.20m ～ 5.90m

「揭示済」

亀岡市告示第52号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第53号

亀岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱（平成20年亀岡市告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「第6条の2第8項に規定する要保護児童をいう」を「第6条の3第8項に規定する要保護児童をいい、法第31条第4項に規定する延長者及び法第33条第8項に規定する保護延長者（以下「延長者等」という。）を含む」に改める。

第2条中「その保護者」の次に「（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、

延長者等を現に監護する者を含む。）」を加え、「要保護児童等」を「支援対象児童等」に改める。

第6条第2号中「要保護児童」を「支援対象児童」に改める。

第7条中「要保護児童」を「支援対象児童等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 改正後の亀岡市要保護児童対策地域協議会設置要綱の規定は、平成29年4月1日以後に亀岡市要保護児童対策地域協議会により支援等が行われる支援対象児童等について適用し、平成29年3月31日以前に亀岡市要保護児童対策地域協議会による支援等が終了した要保護児童等については、なお従前の例による。

「揭示済」

# 訓令

亀岡市訓令第2号

庁中一般

亀岡市工事請負業者選定事務処理要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

## 亀岡市工事請負業者選定事務処理要領の一部を改正する訓令

亀岡市工事請負業者選定事務処理要領（昭和45年亀岡市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号イ中「項目」を「項目。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、水道施設工事については、建設工事の競争入札参加資格及び資格審査の申請について第4条第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号に規定する項目

第2条第3項中「特別徴収の実施につき5点」の次に「、亀岡市水道施設等の事故に関する協定書の締結につき20点、水道施設工事の指名希望順位が、第1位であれば20点」を加える。

第3条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 水道施設工事

第4条第1項に次の1号を加える。

(3) 水道施設工事

契約予定金額		等級
30,000,000円以上		A
5,000,000円以上	30,000,000円未満	B
5,000,000円未満		C

第4条の2第1項に次の1号を加える。

(3) 水道施設工事

等級	要件				昇格要件
	総合点数	完成工事高 平均	水道技術者 の雇用	建設業許可	
A	700点以上	20,000,000円 以上	要	特定建設業 の許可を有 すること。	B等級を3年以上連続 して有し、かつ、総合 点数710点以上を2 年連続して有するこ と。
B	500点以上 700点未満	3,000,000円 以上	要		C等級を3年以上連続 して有し、かつ、総合 点数510点以上を2 年連続して有するこ と。
C	500点未満	3,000,000円 未満	要		
<p>備考</p> <p>1 この表に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 完成工事高平均 法第27条の23第2項の規定による経営事項審査結果における完成工事高をいう。</p> <p>(2) 水道技術者が有する資格は別途定める。</p> <p>(3) 特定建設業 法第3条第6項に規定する特定建設業をいう。</p>					

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行し、平成30年度工事の資格審査から適用する。

## 亀岡市訓令第3号

庁中一般

亀岡市消防団員等表彰取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月21日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市消防団員等表彰取扱規程の一部を改正する訓令

亀岡市消防団員等表彰取扱規程（昭和58年亀岡市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は亀岡市消防団員（以下「団員」という。）に対し、亀岡市長（以下「市長」という。）並びに」を「、亀岡市消防団員（以下「団員」という。）及び災害時に消防活動等に協力した個人並びに団体に対し、亀岡市長（以下「市長」という。）及び」に改める。

第3条第1項に次の1号を加える。

## (5) 現場功労者表彰

災害現場活動において、人命救助及び被害の軽減に顕著な活動を行った団員に対し、表彰状を授与する。

第3条第2項中「第4号の規定を準用する」を「第4号及び第5号の規定によるものとする」に改める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第1項中「前条第1項第1号から第4号まで」を「第3条第1項各号」に改め、「別記第6号様式）により」の次に「、前条の規定に該当する個人及び団体があるときは、個人及び団体表彰方上申書（別記第7号様式）によ

り」を加え、同条第2項中「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（災害時に消防活動等に協力した個人及び団体の表彰）

第4条 災害時に消防活動等に協力した個人及び団体に対する表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに感謝状を授与する。

- (1) 水火災の予防又は鎮圧に功労のあったもの
- (2) 火災その他の災害時に、消防団活動に対し協力したもの
- (3) その他市長が特に認めたもの

別記第5号様式中「第4条」を「第5条」に、「亀岡市長 様」を「（宛先）亀岡市長」に、「消防団長」を「亀岡市消防団長」に改める。

別記第6号様式中「第4条」を「第5条」に、「亀岡市長 様」を「（宛先）亀岡市長」に、「消防団長」を「亀岡市消防団長」に、「功労・顕功・功績・精勤」を「功労・顕功・功績・精勤・現場功労」に改める。

別記第7号様式を次のように改める。

別記第7号様式の次に次の1様式を加える。

第8号様式 (第5条関係)

亀岡市消防団長 様 分団長		年 月 日		
		優良消防団員表彰方上申書 (精勤・現場功労)		
階 級	氏 名	祥命年月日	勤続年数	備 考

第7号様式 (第5条関係)

(宛先) 亀岡市長 亀岡市消防団長		年 月 日	
個人及び団体表彰方上申書		生年月日 年 月 日 歳 (電話番号 )	
団体名 (代表者) 又は 氏 名	団 体 の 所 在 地 又 は 住 所		
災害時の消防活動等 に対する功績又は 功績の事実概要			
その他参考事項			

附 則

この訓令は、平成29年3月21日から施行する。

亀岡市訓令第4号

庁中一般

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令

亀岡市事務処理規程（昭和58年亀岡市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第10条から第11条の2までの規定中「契約」を「契約（調査測量設計委託及び用地取得に係るものを含む。）」に改める。

第29条を削り、第30条を第29条とし、第31条を第30条とし、同条の次に次の2条を加える。

（こども未来課長の専決事項）

第31条 健康診査（母子保健事業に関することに限る。）に関することは、こども未来課長が専決する。

（保育課長の専決事項）

第31条の2 保育委託料の支出負担行為の決定及び支出命令に関することは、保育課長が専決する。

第34条第6号、第35条第4号、第36条第4号、第37条第4号、第38条第3号、第39条第8号及び第40条第3号の規定中「契約」を「契約（調査測量設計委託及び用地取得に係るものを含む。）」に改める。

別表第1財務に関する事項中

「

2,000万円以上
100万円以上2,000万円未満
100万円未満

」

を

「

特に規定するもののほか2,000万円以上
特に規定するもののほか100万円以上2,000万円未満
特に規定するもののほか100万円未満

」

に、

「

5,000万円以上
特に規定するもののほか2,000万円以上5,000万円未満

」

を

「

5,000万円以上
2,000万円以上5,000万円未満

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第5号

庁中一般

亀岡市住民票等自動交付機の管理運営に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市住民票等自動交付機の管理運営に関する規程を廃止する訓令

亀岡市住民票等自動交付機の管理運営に関する規程（平成5年亀岡市訓令第9号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

亀岡市訓令第6号

庁中一般

亀岡市大規模小売店舗立地検討連絡協議会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市大規模小売店舗立地検討連絡協議会設置要綱の一部を改正する訓令

亀岡市大規模小売店舗立地検討連絡協議会設置要綱（平成13年亀岡市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「子育て支援課長」を「地域福祉課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

# 公 告

## 亀岡市公告第14号

南丹都市計画用途地域を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成29年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類  
用途地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
亀岡市余部町清水、追分町八ノ坪、中河原、谷筋、一本木及び下島、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間  
平成29年3月1日から  
平成29年3月15日まで

「揭示済」

## 亀岡市公告第15号

南丹都市計画防火地域及び準防火地域を変更

するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成29年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類  
防火地域及び準防火地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
亀岡市追分町中河原、谷筋、一本木及び下島、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間  
平成29年3月1日から  
平成29年3月15日まで

「揭示済」

## 亀岡市公告第16号

南丹都市計画地区計画を決定するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成29年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類  
地区計画
- 2 都市計画の名称  
亀岡駅北地区地区計画
- 3 都市計画を変更する土地の区域  
亀岡市余部町清水、追分町八ノ坪、中河原、谷筋、一本木及び下島、保津町下中島並びに古世町向嶋の各一部
- 4 都市計画の案の縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 5 都市計画の案の縦覧期間  
平成29年3月1日から  
平成29年3月15日まで

「揭示済」

亀岡市公告第17号

南丹都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成29年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類  
道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
(1) 3・4・105号 亀岡駅北線  
追加及び廃止する部分  
亀岡市追分町一本木及び下島の各一部  
(2) 3・5・106号 駅北余部線  
追加及び廃止する部分  
亀岡市追分町中河原及び一本木の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間  
平成29年3月1日から  
平成29年3月15日まで

「揭示済」

亀岡市公告第18号

南丹都市計画公園を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成29年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類  
公園

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 2・2・321号 亀岡駅北1号公園  
追加する部分  
亀岡市追分町一本木及び下島の各一部
  - (2) 2・2・322号 亀岡駅北2号公園  
追加する部分  
亀岡市追分町中河原及び一本木の各一部
  - (3) 2・2・323号 亀岡駅北3号公園  
追加する部分  
亀岡市追分町下島
  - (4) 2・2・324号 亀岡駅北4号公園  
追加する部分  
亀岡市余部町清水
  - (5) 2・2・325号 亀岡駅西公園  
追加する部分  
亀岡市追分町中河原及び一本木の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間  
平成29年3月1日から  
平成29年3月15日まで

「揭示済」

亀岡市公告第19号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成29年3月17日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間  
平成29年3月17日以後、常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第20号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、亀岡市大井町南部土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届け出があった。

平成29年3月22日

亀岡市長 桂川孝裕

役職	氏名	住所
理事長	大釜 三千雄	省略
副理事長	田中 幸雄	省略
副理事長	小仲 福男	省略
副理事長	田中 英美	省略
理事	大釜 信弘	省略
理事	大釜 友三	省略
理事	田中 泰弘	省略
理事	谷口 源太郎	省略
理事	玉記 覬雄	省略
理事	西村 将雄	省略

「揭示済」

亀岡市公告第21号

亀岡市長 桂川孝裕

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により亀岡市森林整備計画を樹立した。

なお、樹立した計画は、平成29年4月1日に効力を生じるものとし、亀岡市役所において縦覧に供する。

平成29年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課
- 2 縦覧期間 平成29年3月31日から  
平成29年4月30日まで

「揭示済」

亀岡市公告第22号

亀岡市高野林・小林土地区画整理組合の設立準備のため、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第19条第1項に規定する申請があったので、同条第2項の規定により、当該区域に含まれる地域の名称を公告し、当該区域を表示する図面を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該区域で未登記の借地権を有する者は、公告の日の翌日から起算して1箇月以内に亀岡市長に対し申告書を提出しなければならない。

平成29年3月31日

- 1 施行地区となるべき区域  
亀岡市千代川町高野林高ノ畑及び腰前並びに小林美都路、北ン田及び植田の各一部
- 2 縦覧期間  
平成29年3月31日から  
平成29年4月14日まで
- 3 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市整備課

「揭示済」

# 任免及び辞令

坂部 智哉

亀岡市市医に委嘱します

平成29年3月1日

附田 芳久

亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます

平成29年3月20日

川瀬 浩史

亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します

任期は平成30年9月4日までとします

平成29年3月21日

山口 俊一

伊藤 三春

笠井 俊夫

小川 泉

櫻井 俊則

中道 高志

坂口 武男

立花 武子

槇村 久子

武田 史郎

塚本 政雄

井上 貞夫

田中 義雄

竹内 光雄

齋藤 亀雄

櫻井 邦男

辻村 均

菱田 光紀

田村 彌治郎

山本 重次

(各 通)

亀岡市新火葬場整備検討審議会委員に委嘱しま

す

平成29年3月28日

小松 康之

亀岡市監査委員の辞職を承認します

山川 昭子

亀岡市休日急病診療所医師の委嘱を解きます

平成29年3月31日

## 監査委員欄

# 公表

亀岡市監査公表第5号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成28年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年3月7日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 小松康之

### 平成28年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>健康福祉部</p> <p>地域福祉課</p> <p>補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。</p> <p>ア アルバイト職員の賃金について、平成27年度地域別最低賃金の改定を踏まえ、最低賃金額以上の賃金の支払いとなっていたが、支払根拠となるアルバイト職員就業規則の賃金の改正がされていなかった。</p> <p>賃金の支出は、定められた規則に基づく支出が原則であり、不適正に支出された賃金に対して、補助金が交付されていた。アルバイト職員就業規則について、速やかに見直すよう指導することにより改善されたい。</p>	<p>亀岡市福祉事業団に対し、アルバイト職員就業規則の改定を指導し、平成29年2月10日付けにて改定の報告を受けた。</p> <p>補助金対象経費であることを鑑み、その支出が規則等を遵守した適正な支出であることを更に確認することを徹底することとした。</p>
<p>健康福祉部</p> <p>高齢福祉課</p> <p>補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。</p> <p>イ 嘱託職員の給与支払いについて、支払いの</p>	<p>亀岡市シルバー人材センターに対して、</p>

根拠となる書類の整理並びに出勤簿及び年次有給休暇に係る書類の管理が正しく行われていなかった。

補助金に係る書類の適正な管理が図られるよう指導することにより改善されたい。

補助金に係る書類の適正な管理を徹底して行うよう、改善指導を行った。

「揭示済」

#### 亀岡市監査公表第6号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月13日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 小松康之

1 監査の種類 平成28年度定期監査

2 監査の期間 平成29年1月18日から平成29年3月13日まで

3 監査対象課等、監査の対象

(1) 会計管理室（財産管理課、会計課）

・監査対象課における平成28年度の財務に関する事務の執行について

(2) 上下水道部（総務・経営課、お客様サービス課、水道課、下水道課）

・監査対象課に係る平成28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(3) 市立病院

・監査対象部等に係る平成28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

4 監査の方法

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等からの説明の聴取により実施した。

## 5 監査の結果

監査の結果は次の事項を除いては、おおむね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

## (1) 会計管理室

以下の各課における平成28年12月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

## ア 財産管理課

特に指摘する事項はなかった。

## イ 会計課

ガレリアかめおか物産市場施設使用保証金に係る残高確認書交付手数料において、交付手数料の徴収に係る適用条項が適正ではなかった。

亀岡市手数料徴収条例には各種役務に対する手数料が定められている。

手数料の種類及び金額として適正な条項を適用されたい。

## (2) 上下水道部

以下の各課における平成28年12月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

## ア 総務・経営課、お客様サービス課、水道課（上水道事業会計）

亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補助金において、指令前着手届に指令前着手を必要とする理由が記載されていないものがあつた。

亀岡市家庭用取水施設等整備事業費補

助金交付要綱には、緊急その他やむを得ない理由により補助金の交付決定通知を受ける前に工事に着手する場合には、あらかじめ指令前着手届を市長に提出し、承認を得なければならないと規定されている。

事前着手の必要性を判断する項目であり、規定に基づいた適正な事務処理をされたい。

## イ 総務・経営課、お客様サービス課、水道課（簡易水道事業特別会計）

特に指摘する事項はなかった。

## ウ 総務・経営課、お客様サービス課、下水道課（下水道事業会計）

特に指摘する事項はなかった。

## エ 総務・経営課、お客様サービス課、下水道課（地域下水道事業特別会計）

特に指摘する事項はなかった。

## (3) 市立病院

平成28年12月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

以上が、会計管理室等における平成28年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

「揭示済」

# 教育委員会欄

## 規則

亀岡市教育委員会請願等処理規則をここに公布する。

平成29年3月24日

亀岡市教育委員会  
教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第3号

亀岡市教育委員会請願等処理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対する請願、陳情及びこれらに類する願書（以下「請願等」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(請願書等の提出)

第2条 請願等をしようとする者（以下「請願者等」という。）は、邦文を用いて次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「請願書等」という。）を作成し押印のうえ亀岡市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 件名
- (2) 請願等の趣旨
- (3) 提出年月日
- (4) 請願者等の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

(請願書等の処理)

第3条 教育長は、前条の規定による請願書等

を受理したときは、速やかに教育委員会の会議に付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は請願等の内容が軽易な場合又は緊急を要する場合は、当該請願等を適切に処理することができるものとする。

3 教育長は、前項の規定により処理した事項については、次の教育委員会の会議において報告しなければならない。

(説明の聴取)

第4条 教育委員会は、必要があると認めるときは、請願者等及び関係者に対し、会議への出席を求め、説明を聴くことができる。

(事情の陳述)

第5条 請願者等は、教育委員会の会議において、教育長の許可する時間内に、請願等に関する事情を述べることができる。

2 前項の規定により請願等に関する事情を述べようとする請願者等は、あらかじめ文書により教育長に申し出なければならない。

(通知)

第6条 教育委員会は、審議の結果を教育長を経て請願者等に通知するものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、請願等の処理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

亀岡市教育委員会  
教育長 田中太郎

亀岡市教育委員会規則第4号

亀岡市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成27年亀岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「健康福祉部長及び子育て支援課」を「保育業務を担当する部長及び保育課」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

「揭示済」

## 選挙管理委員会欄

### 告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第2号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成29年3月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

1, 505人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第3号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年3月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

25,075人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第4号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成29年3月2日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

12,538人

「揭示済」

## 上下水道部欄

### 規程

亀岡市上下水道部職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第2号

亀岡市上下水道部職員就業規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道部職員就業規程（昭和58年亀岡市公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第41条の2中「同法第6条の4第1項に規定する里親であつて、養子縁組によって養親となることを希望している者」を「同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者」に、「同条第2項」を「同条第1号」に、「養子縁組によって養親となることを希望している者」を「同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改める。

## 別表第1中

「

1日2回それぞれ30分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

」

を

「

1日2回それぞれ30分以内の期間（男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

」

に、

職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合

を

職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合

に改める。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

「揭示済」

## 告 示

### 亀岡市上下水道部告示第2号

公共下水道の供用及び汚水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図書は、平成29年3月16日から平成29年3月30日までの期間、亀岡市上下水道部下水道課において、縦覧に供する。

平成29年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 供用及び汚水の処理を開始する年月日  
平成29年3月31日
- 2 供用及び汚水の処理を開始する区域  
千代川町北ノ庄屋相寄、高野林高ノ畑、大井町小金岐旭、大井町並河（堂又・熊田・前脇・2丁目・3丁目）、宇津根町（丁田・土井ノ内）、三宅町2丁目、下矢田町（3丁目・4丁目）、西つつじヶ丘五月台2丁目、篠町馬堀伊賀ノ辻、篠（赤畑・上西裏）、野条イカノ辻北、王子下上牧、曾我部町南条向山、吉川町吉田上河原、礪田野町太田（油田・中西）、奥条大仲、佐伯出山地の各一部
- 3 供用及び汚水の処理を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式
- 4 汚水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称  
(1) 位 置：京都府亀岡市三宅町八田1番地  
(2) 名 称：亀岡市年谷浄化センター

「揭示済」

# 市立病院欄

## 規程

亀岡市立病院処務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第1号

亀岡市立病院処務規程等の一部を改正する規程

(亀岡市立病院処務規程の一部改正)

第1条 亀岡市立病院処務規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の部」の次に「、経営企画室」を加え、  
「経営企画課」を削り、  
「経営企画係」

「医事課」 「医事課」  
「医事係」を「医事係」に改める。  
「地域連携室」 「経営企画室」  
「地域連携室」

第3条第1項中

「経営企画課

- (1) 総合的な企画、立案、調整及び調査に関すること。
- (2) 経営計画及び経営指標の設定及び管理に関すること。
- (3) 経営改善の総合調整に関すること。
- (4) 医療情報統計に関すること。
- (5) 医療情報システム及びその関連電子計算組織の構築、管理及び運営に関すること。
- (6) 医療情報システムの情報セキュリティに関すること。 」

を削り、第6項を第7項とし、第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 経営企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合的な企画、立案、調整及び調査に関すること。
- (2) 経営計画及び経営指標の設定及び管理に関すること。

- (3) 経営改善の総合調整に関すること。
- (4) 医療情報統計に関すること。
- (5) 医療情報システム及びその関連電子計算組織の構築、管理及び運営に関すること。
- (6) 医療情報システムの情報セキュリティに関すること。

第4条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 経営企画室に室長を置き、必要に応じて、その他の職を置くことができる。

第5条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 経営企画室長は、病院長、消化器センター長及び副院長を補佐し、上司の命を受けて所掌事務又は業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(亀岡市立病院事務決裁規程の一部改正)

第2条 亀岡市立病院事務決裁規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第11条中「課長及び地域連携室長」を「課長並びに経営企画室長及び地域連携室長」に改める。

「  
別表財務に関する事項中 課長 を 課長及び室長 に改める。  
」

(亀岡市立病院文書取扱規程の一部改正)

第3条 亀岡市立病院文書取扱規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中 「イ 経営企画課「病経」 を 「イ 医事課「病事」 に改める。  
ウ 医事課「病事」 」 ウ 経営企画室「病経」

(亀岡市立病院公印規程の一部改正)

第4条 亀岡市立病院公印規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の14の項中「経営企画課長」を「経営企画室長」に改める。

「  
13  
亀岡市立病  
院経営企画  
課長之印 を 亀岡市立病  
院経営企画  
室長之印 に改める。  
」

(亀岡市立病院防火管理規程の一部改正)

第5条 亀岡市立病院防火管理規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

1階事務室、待合ホール、カルテ庫、 総合案内所、事務当直室、車椅子室、 OA室、健診室	医事課長
---	------

」を

「

1階事務室、待合ホール、カルテ庫、 総合案内所、事務当直室、車椅子室、 OA室、健診室	医事課長
地域連携室	地域連携室長

」に、

「

空調機械室・医療ガス機械室等の施設設備関係室、 物品供給室、倉庫、便所、廃棄物関係室、EV室、 控室、レストラン、売店
---

」を

「

空調機械室・医療ガス機械室等の施設設備関係室、 物品供給室、倉庫、便所、廃棄物関係室、EV室、 控室、売店
---

」に、

「

地域連携室	地域連携室長
経営企画課	経営企画課長

」を

「

経営企画室	経営企画室長
-------	--------

」に改める。

(亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部改正)

第6条 亀岡市立病院職員の給与に関する規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3医療職給料表(2)職務級別基準表中

「

薬剤科長の職務 相当の経験を有する放射線技術科長、臨床検査科長、 リハビリテーション科長又は栄養科長の職務 困難な業務を処理する係長の職務又はこれに相当する 職務
相当の経験を有する薬剤科長の職務

」を

「

薬剤科長の職務 相当の経験を有する放射線技術科長、臨床検査科長、 リハビリテーション科長又は栄養科長の職務 副課長の職務又はこれに相当する職務 困難な業務を処理する係長の職務又はこれに相当する 職務
相当の経験を有する薬剤科長の職務 課長の職務又はこれに相当する職務

」に改める。

別表第5中

「

医療職給料表(1)	病院長 消化器センター長（管理者の定めるものに 限る。） 副院長（管理者の定めるものに限る。）	1種
-----------	--	----

」

を

「

医療職給料表(1)	病院長 消化器センター長（管理者の定めるものに 限る。） 副院長（管理者の定めるものに限る。）	1種
医療職給料表(2)	課長	4種

」

に改める。

別表第6を次のように改める。

別表第6（第4条関係）

適用給料表	職務の級	区分	月額
行政職給料表	7級	2種	88,500円
		3種	82,900円
	6級	3種	72,700円
		4種	62,300円
		5種	51,900円
		6種	45,700円
	5級	3種	69,400円
		4種	59,500円
		5種	49,600円
		6種	43,600円
	4級	5種	46,300円
		6種	40,700円
医療職給料表(1)	5級	1種	330,000円
	4級	1種	137,700円
医療職給料表(2)	6級	4種	52,300円
医療職給料表(3)	6級	3種	75,800円
		4種	65,000円
	5級	3種	69,100円
		4種	59,200円

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

「揭示済」

## 公 告

亀岡市立病院公告第1号

平成29年3月22日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成29年7月31日までとする。

平成29年3月27日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

(候補者受験番号)

1

「揭示済」